

2026 年度

職員生協グループ保険

(保険期間：2026 年 11 月 1 日～2027 年 10 月 31 日)

(新規加入・更新手続期間：2026 年 6 月 23 日～7 月 24 日)

※積立年金保険は8月5日までお手続きが可能です

新規加入・内容変更の時期が来ました！この機会にぜひご検討ください。

※内容変更のある場合は、必ず申込締切日までに所定の「加入申込書 兼 告知書」をご提出ください。

※「加入申込書 兼 告知書」の提出がない場合は自動更新となります。

グループ保険の特長

- 団体割引で掛金がお手ごろです。
- 剰余金が生じた場合は配当金として還付いたします。

※配当金がある制度は、グループ保険＜生命給付＞、「ALPHA」長期家族サポート制度、医療保障保険【基本型】です。

今年度の制度改定点

制度改定① グループ保険(ケガ給付)に弁護士費用補償特約が導入されました！

- 被害者になったときの弁護士費用等・法律相談費用を補償いたします。
- 本人の加入により以下の方も補償対象になります。

配偶者、本人またはその配偶者の同居の親族、本人またはその配偶者の別居の未婚の子

※対象コースはD、Fコースのみになります。

※今回からグループ保険(ケガ給付)に弁護士費用補償特約が追加されます。この特約は賠償責任保険金がセットされているコースに自動セットされます。そのため、掛金も変更となりますので、ご確認をお願いします。(自動セットに同意されない場合は手続きが必要です。)

制度改定② グループ保険(生命給付)とグループ保険(ケガ給付)のセット加入を廃止します！

- グループ保険(生命給付)のみのご加入が可能となります。

※グループ保険(ケガ給付)はグループ保険(生命給付)あるいは「ALPHA」長期家族サポート制度のご加入が条件です。

更新手続き時以外の加入内容の変更・脱退はできませんので必ず内容をご確認ください(退職・無給・破産による脱退を除く)。

新規加入される際は、保障内容や支払掛金を必ずご確認ください、内容をご理解いただいたうえで申込書をご提出ください。

【ご注意】

当制度は、滋賀県職員生活協同組合が契約者となり運営している福利厚生制度の団体保険です。

組合員の方が、配布された関係書類(パンフレット、申込書等)をもとに、ご自身で制度内容・告知内容等を確認、ご了承のうえでお申込みいただくしくみです。加入勧奨のため、制度推進員が所属訪問による制度説明を実施する場合がありますが、全所属・全組合員への訪問はできません。

訪問および説明を希望される場合は、事前に裏表紙に記載のお問い合わせ先または引受保険会社へご連絡をお願いいたします。また、制度推進員等に口頭でお話しされても申込み・告知していただいたことにはなりません。あらかじめご了承ください。

「健康情報活用商品」には **健活** のマークがついています。



ご注意

- 【契約概要】・【注意喚起情報】はP13～19に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。
- 本パンフレット「健康情報活用商品について」P21～26の内容を必ずご確認ください。

※積立年金保険については、P95・96をご覧ください。

申込締切日 | **2026年7月24日(金)**

責任開始期
(加入日)

| **2026年11月1日(日)**

※積立年金保険の申込締切日は2026年8月5日(水)です。

積立年金保険はWeb申込システムよりお手続きください。

[契約者] 滋賀県職員生活協同組合

職員生協グループ保険の概要

備えるべき費用	保険の種類	記載ページ	保障の範囲																	配当金の有無
			死亡	高度障害	障害年金1級	病気入院	ケガ入院	ケガ通院	手術	賠償責任	弁護士費用	法律相談費用	特定疾病	7大疾病	上皮内新生物	所得補償	介護・親介護	先進医療	外来放射線治療	
緊急一時金	グループ保険<生命給付>	P27～30	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	※4 ○
生活維持資金	「ALPHA」長期家族サポート制度	P31～56	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	※4 ○
	ステップ ALPHA		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—
ケガによる通院・入院	グループ保険<ケガ給付>	P57～58	(ケガ) ○ (A,B,C,Dコースのみ)	(ケガ) ○ (後遺障害) (A,B,C,Dコースのみ)	—	—	○ (A,B,C,Dコースのみ)	○	(ケガ) ○ (A,B,C,Dコースのみ)	○ (D,Fコースのみ)	○ (D,Fコースのみ)	○ (D,Fコースのみ)	—	—	—	—	—	—	—	—
病気・ケガによる入院費 (継続して2日以上入院から) ※充実型は1日以上入院から	医療保障保険【基本型】	P59～62	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	※4 ○
	医療保障保険【充実型】		—	—	—	※3 ○ 七大疾病	—	—	○	—	—	—	※2 ○ 三大疾病 (入院・手術の場合)	※3 ○ (入院・手術の場合)	—	—	○	—	—	—
病気・ケガによる1日以上 の入院	メディカルケア	P63～64	—	—	—	○	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—
高額治療費	重病克服保険	P65～72	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	※5 ○ 保険金 (一時金)	○ (特約を付加した場合)	○ (特約を付加した場合)	—	—	—	—	—
緊急一時金	退職後継続保障保険 ※新規加入は行っていません	P73～75	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
積立	積立年金保険	P95～100	※1 ○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	※6 ○

※1 遺族一時金：在職中に死亡した場合は、脱退一時金＋月払保険料の1ヵ月分相当額を遺族一時金としてお支払いします。
(遺族とは労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位によります。)

※2 三大疾病：悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中

※3 七大疾病：悪性新生物(がん)、急性心筋梗塞、脳卒中、糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病

※4 グループ保険<生命給付>、「ALPHA」長期家族サポート制度、医療保障保険【基本型】は、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。

※5 重病克服保険の特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。詳しい支払事由等についてはP65をご覧ください。

※6 毎年の決算により配当金が生じた場合には、積立期間中は責任準備金の積増のための掛金の払込に充当し、年金受給権取得後は年金の増額のための掛金に充当します。

制度概要図

退職後も最長80歳までご継続いただけます！
(制度ごとの継続可能年齢は以下をご確認ください。)

退職後継続加入者については、事務代行会社(株式会社日本共同システム)にて掛金集金等の事務を行います。
(退職予定者へは、退職前に退職後継続について確認します。)

	退職時	69歳	70歳	80歳	継続最高 (可能) 保険年齢	満了時 保険年齢	継続年齢 満了後の個人 取扱い制度
グループ保険 ^{※1} ＜生命給付＞	死亡・高度障害				80歳	81歳	×
「ALPHA」 ^{※1} 長期家族サポート 制度	死亡・高度障害・障害状態 [*] [*] 「障害状態」は64歳までの本人のみが対象です。				80歳	81歳	×
ステップALPHA	病気・ケガによる就業障害				退職時点で 脱退となります。		×
グループ保険 ＜ケガ給付＞	ケガによる通院・入院・手術など		今年度 制度改定		80歳	81歳	一時払 退職者 傷害保険
医療保障保険 ^{※1 ※3 ※4} 【基本型】	病気・ケガによる継続して 2日以上入院				69歳	70歳	×
医療保障保険 【充実型】	七大疾病による入院・手術など				69歳	70歳	×
メディカルケア ^{※1 ※3 ※4}	病気・ケガによる1日以上入院				69歳	70歳	×
重病克服保険 ^{※1}	7大疾病および上皮内新生物 [*] 死亡・高度障害 [*] 特約の付加により保障内容が異なります。 [*] 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複して支払 われません。 《リビング・ニーズ特約》 余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の 前払請求ができます。				70歳	71歳	^{※2} 退職後 重病克服 プラン
退職後継続 保障保険 ^{※2}	退職後70歳までの死亡・高度障害				69歳	70歳	×
積立年金保険	(老後の年金)			払込完了後に年金形式または一 時金としてお受取りいただけます。	払込完了後 (62歳に達した 時)にお受取り いただけます。		×

制度の仕組み

「職員生協グループ保険」は組合員が相互に助け合う独自の制度です。
私たち自身に万一のこと(死亡・高度障害)があったときに残された家族や
自分自身が安心して生活するための制度です。

2024年度の配当率
グループ保険＜生命給付＞
約**17.5%**
「ALPHA」長期家族サポート制度
約**11.5%**
医療保障保険【基本型】
約**34.0%**

- 職員生協グループ保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しするしくみになっています。
- 配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
- 退職等の理由で、保険期間の途中で脱退となった方には配当金をお返しすることができません。

※配当金がある制度は、グループ保険＜生命給付＞、「ALPHA」長期家族サポート制度、医療保障保険【基本型】です。

- ・ステップALPHA、グループ保険＜ケガ給付＞、医療保障保険【基本型】、医療保障保険【充実型】、メディカルケアおよび重病克服保険は、単独での加入はできません。
- ・ステップALPHA、グループ保険＜ケガ給付＞、医療保障保険【基本型】、メディカルケアおよび重病克服保険は、グループ保険＜生命給付＞または「ALPHA」長期家族サポート制度とセットで加入ください。医療保障保険【充実型】は、医療保障保険【基本型】とセットで加入ください。
- ・記載の年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
- ・退職後継続保障保険は新規加入はできません。現在の加入者のみの継続となります。加入者の変更(減額・脱退)は可能です。
- ・積立年金保険については、加入年齢満62歳到達日の前日の属する年度末(3月31日)までです。
- ※1 グループ保険＜生命給付＞、「ALPHA」長期家族サポート制度、医療保障保険【基本型】、メディカルケア、重病克服保険の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。
- ※2 退職後継続保障保険、退職後重病克服プランの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。
- ※3 医療保障保険【基本型】、メディカルケアにご加入中の方は退職後に「退職後終身医療保険」へ移行(加入)することも可能です。記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。「退職後終身医療保険」の商品内容等については、引受保険会社(明治安田生命保険相互会社)の担当部署(担当者)までお問い合わせください。
- ※4 記載の保険商品について、今後の環境の変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

退職後の継続の取扱いについて

- 退職後の継続にかかる掛金集金等の事務は「株式会社 日本共同システム」(略称NKS)にて取扱います。
- 退職後の継続取扱時は、毎月の掛金に事務手数料385円(税込) ※を含めた金額を指定の銀行口座から引落とします。
 - ※掛金集金事務、ご請求事務、更新資料等の各種資料送付事務を事務代行会社に委託するため必要となります。
 - ※2027年4月より、毎月の掛金とあわせて指定の銀行口座から引落とします。

退職後制度の取扱概要

	在職中	退職後
①掛金払込方法	給与控除	指定の銀行口座より引落 ※毎月の掛金にあわせて事務手数料385円(税込)を引落
②更新手続き	勤務先での手続き	郵送による手続き
③申込内容	新規加入・増額、現在の加入内容と同内容にて更新、減額・脱退いずれも可能	毎年のお手続期間(6月～7月)にその時点で加入の同内容にて更新、減額、または脱退の取扱いが可能
④更新資料等のお届け	各所属	自宅へ郵送

- グループ保険<生命給付>は、次回更新日以降、61歳～65歳の方は保険金額550万円以下のコース、66歳～70歳の方は300万円以下のコース、71歳～80歳の方は100万円コースでの継続となります。
 - ※申込書の提出がなく自動更新の場合は、自動で減額変更されます。
- 初回の掛金は4月に4・5月分の掛金をご指定の銀行口座より引落します。以後は充当月の前月22日(土・日・祝日の場合は翌営業日)に引落します。

◆スケジュール(2027年3月末退職の場合)



【ご退職後のお問い合わせ先(退職後継続加入者専用窓口)】

株式会社 日本共同システム(略称 NKS)
照会窓口 団体保険コールセンター TEL 0120-129-128
受付時間 9:00～17:00 土・日・祝日を含む全ての日(年末年始を除く)

保険金・給付金請求について

みんなのMYポータルを登録されている方

1. ご利用対象

Web請求のご利用対象は、下表の保険商品で、組合員本人が受取人となる保険金・給付金のご請求です。(下図の「○」に該当の方)

保険商品	ご加入者		
	本人	配偶者	こども
医療保障保険【基本型】、メディカルケア	○	○	○
重病克服保険	○	×	×
医療保障保険【充実型】	○	×	×

※ご加入商品が不明な場合は、「みんなのMYポータル」のご加入内容一覧や「ご加入内容のお知らせ」をご確認いただくか、滋賀県職員生活協同組合(TEL: 077-528-3169)にお問い合わせください

2. 手続き可能な保険金・給付金

Web請求いただけるのは、以下の保険金・給付金です。

- ☑入院に対する給付金(保険金)
- ☑手術や放射線治療などに対する給付金(保険金)
- ☑特定疾病保険金(7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金を含む)
- ☑集中治療給付金、先進医療給付金

ただし、次のいずれかに該当する場合はWeb請求できません。該当する場合は、滋賀県職員生活協同組合(TEL: 077-528-3169)に所定請求書類をご依頼いただき、書面でお手続きください。

- ・高度障害保険金、障害給付金、就業不能給付金等をご請求の場合
- ・組合員本人以外が受取人になる保険金・給付金を同時にご請求の場合
- ・入院日や手術日が3年以上前の日付のご請求の場合

1 はじめに

本制度の商品の概要と特長をご案内します。商品の保障内容

については、各商品のページをご確認ください。 **健活** のマークがついている商品は健康情報活用商品です。

 万一 の備え	商品の名称 グループ保険〈生命給付〉 年金払特約付こども特約付新・団体定期保険【生命保険】	商品の特長 ●死亡、所定の高度障害を保障します。 ●保険金を一時金または年金形式で受け取ることができます。 ●配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)	ご加入いただける方 <table><tr><th>本人</th><th>配偶者</th><th>こども</th></tr><tr><td>滋賀県職員生活協同組合の組合員で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方)</td><td>満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方)</td><td>2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方^{注★}</td></tr></table>			本人	配偶者	こども	滋賀県職員生活協同組合の組合員で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方)	満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方)	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注★}	掲載 ページ P.27
	本人	配偶者	こども									
滋賀県職員生活協同組合の組合員で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方)	満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方)	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注★}										
 万一 の備え	商品の名称 「ALPHA」長期家族サポート制度 年金払特約付半年払保険料併用特約付障害特約付新・団体定期保険【生命保険】	商品の特長 ●死亡、所定の高度障害を保障します。 ●保険金を一時金または年金形式で受け取ることができます。 ●配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)	ご加入いただける方 <table><tr><th>本人</th><th>配偶者</th><th>こども</th></tr><tr><td>滋賀県職員生活協同組合の組合員で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方)</td><td>満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方)</td><td>(ご加入いただけません)</td></tr></table>			本人	配偶者	こども	滋賀県職員生活協同組合の組合員で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方)	満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方)	(ご加入いただけません)	掲載 ページ P.31
	本人	配偶者	こども									
滋賀県職員生活協同組合の組合員で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方)	満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は80歳6カ月までの方)	(ご加入いただけません)										
 長期休職 への備え	商品の名称 ステップALPHA 精神障害補償特約付妊娠に伴う身体障害補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】	商品の特長 ●病気やケガによる長期療養時の所得を補償します。 ●入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。	ご加入いただける方 <table><tr><th>本人</th><th>配偶者</th><th>こども</th></tr><tr><td>「ALPHA」長期家族サポート制度に加入している(今回加入する場合も含みます)組合員で、15歳を超え65歳6カ月までの方</td><td>(ご加入いただけません)</td><td>(ご加入いただけません)</td></tr></table>			本人	配偶者	こども	「ALPHA」長期家族サポート制度に加入している(今回加入する場合も含みます)組合員で、15歳を超え65歳6カ月までの方	(ご加入いただけません)	(ご加入いただけません)	掲載 ページ P.55
	本人	配偶者	こども									
「ALPHA」長期家族サポート制度に加入している(今回加入する場合も含みます)組合員で、15歳を超え65歳6カ月までの方	(ご加入いただけません)	(ご加入いただけません)										
 ケガ への備え	商品の名称 グループ保険〈ケガ給付〉 賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付弁護士費用補償特約付天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険【損害保険】	商品の特長 ●急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。	ご加入いただける方 <table><tr><th>本人</th><th>配偶者</th><th>こども</th></tr><tr><td>滋賀県職員生活協同組合の組合員で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続の場合は80歳6カ月までの方)^{注●} ※本人、配偶者いずれもグループ保険〈生命給付〉または「ALPHA」長期家族サポート制度への加入が条件です。</td><td>満18歳以上65歳6カ月までの方(継続の場合は80歳6カ月までの方)^{注●}</td><td>2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方^{注★・注●} ※グループ保険〈生命給付〉への加入が条件です。</td></tr></table>			本人	配偶者	こども	滋賀県職員生活協同組合の組合員で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続の場合は80歳6カ月までの方) ^{注●} ※本人、配偶者いずれもグループ保険〈生命給付〉または「ALPHA」長期家族サポート制度への加入が条件です。	満18歳以上65歳6カ月までの方(継続の場合は80歳6カ月までの方) ^{注●}	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注★・注●} ※グループ保険〈生命給付〉への加入が条件です。	掲載 ページ P.57
	本人	配偶者	こども									
滋賀県職員生活協同組合の組合員で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続の場合は80歳6カ月までの方) ^{注●} ※本人、配偶者いずれもグループ保険〈生命給付〉または「ALPHA」長期家族サポート制度への加入が条件です。	満18歳以上65歳6カ月までの方(継続の場合は80歳6カ月までの方) ^{注●}	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注★・注●} ※グループ保険〈生命給付〉への加入が条件です。										
 病気・ケガ への備え	商品の名称 医療保障保険 【基本型】 短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】	商品の特長 <【基本型】> ●病気やケガによる入院を保障します。 ●配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)	ご加入いただける方 <table><tr><th>本人</th><th>配偶者</th><th>こども</th></tr><tr><td>滋賀県職員生活協同組合の組合員で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方) ※本人、配偶者いずれもグループ保険〈生命給付〉または「ALPHA」長期家族サポート制度への加入が条件です。</td><td>満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)</td><td>2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方^{注☆}</td></tr></table>			本人	配偶者	こども	滋賀県職員生活協同組合の組合員で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方) ※本人、配偶者いずれもグループ保険〈生命給付〉または「ALPHA」長期家族サポート制度への加入が条件です。	満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注☆}	掲載 ページ P.59
	本人	配偶者	こども									
滋賀県職員生活協同組合の組合員で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方) ※本人、配偶者いずれもグループ保険〈生命給付〉または「ALPHA」長期家族サポート制度への加入が条件です。	満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注☆}										
 三大疾病・ 介護等への 備え	商品の名称 医療保障保険 【充実型】 医療保険【損害保険】	商品の特長 <【充実型】> ●病気やケガにより所定の手術を受けた場合、保障します。 ●三大疾病・所定の生活習慣病の場合、上乗せして保障します。 ●所定の要介護状態になった場合、一時金を給付します。	ご加入いただける方 <table><tr><th>本人</th><th>配偶者</th><th>こども</th></tr><tr><td>医療保障保険【基本型】に加入している(今回加入する場合も含みます)組合員で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続の場合は69歳6カ月までの方)</td><td>医療保障保険【基本型】に加入している(今回加入する場合も含みます)配偶者で、満18歳以上65歳6カ月までの方(継続の場合は69歳6カ月までの方)</td><td>(ご加入いただけません)</td></tr></table>			本人	配偶者	こども	医療保障保険【基本型】に加入している(今回加入する場合も含みます)組合員で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続の場合は69歳6カ月までの方)	医療保障保険【基本型】に加入している(今回加入する場合も含みます)配偶者で、満18歳以上65歳6カ月までの方(継続の場合は69歳6カ月までの方)	(ご加入いただけません)	掲載 ページ P.60
	本人	配偶者	こども									
医療保障保険【基本型】に加入している(今回加入する場合も含みます)組合員で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続の場合は69歳6カ月までの方)	医療保障保険【基本型】に加入している(今回加入する場合も含みます)配偶者で、満18歳以上65歳6カ月までの方(継続の場合は69歳6カ月までの方)	(ご加入いただけません)										

親介護部分はP12をご確認ください。

注★☆●は11ページをご確認ください。

はじめに

P.7

掲載ページ

契約概要

P.13

注意喚起情報

P.15

P.27

健康情報活用商品について

P.21

グループ保険(生命給付)

P.27

「ALPHA」長期家族サポート制度

P.31

ステップALPHA

P.55

グループ保険(ケガ給付)

P.57

医療保障保険

P.59

メディカルケア

P.63

重病克服保険

P.65

退職後継続保障保険

P.73

ご注意いただきたいこと

P.77

P.57

契約概要・注意喚起情報(積立年金保険)

P.95

積立年金保険

P.97

P.59

P.60

次ページに続く

8

7

【健活】のマークがついている商品は健康情報活用商品です。		
病気・ケガへの備え	商品の名称	商品の特長
	メディカルケア	●病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払します。
	家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】	
【健活】 重い病気への備え	重病克服保険	●7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害を保障します。 ※特約の付加により保障内容が異なります。 ●余命6カ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(リビング・ニーズ特約) ●健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。 ※退職月の翌更新日以降は健診情報の提出ができません。
	健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)付、7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】	
万一の備え	退職後継続保障保険	●死亡、所定の高度障害を保障します。 ●余命6カ月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。(リビング・ニーズ特約)
	リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当定期保険(Ⅱ型)【生命保険】	

注☆は11ページをご確認ください。

ご加入いただける方		
本人	配偶者	子ども
滋賀県職員生活協同組合の組合員で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)	満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は69歳6カ月までの方)	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注☆}
※本人、配偶者いずれもグループ保険(生命給付)または「ALPHA」長期家族サポート制度への加入が条件です。		※グループ保険(生命給付)への加入が条件です。
[年齢は2026年11月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]		
滋賀県職員生活協同組合の組合員で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方)	満18歳以上65歳6カ月までの方(継続は70歳6カ月までの方)	(ご加入いただけません)
※本人、配偶者いずれもグループ保険(生命給付)または「ALPHA」長期家族サポート制度への加入が条件です。		
[年齢は2026年11月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]		
滋賀県職員生活協同組合の組合員で、14歳6カ月を超え65歳6カ月までの方	満18歳以上65歳6カ月までの方	(ご加入いただけません)
※新規加入はできません。	※新規加入はできません。	
[年齢は2026年11月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]		

掲載ページ

P.63

P.65

P.73

はじめに

P.7

契約概要

P.13

注意喚起情報

P.15

健康情報活用商品について

P.21

グループ保険(生命給付)

P.27

「ALPHA」長期家族サポート制度

P.31

ステップALPHA

P.55

グループ保険(ケガ給付)

P.57

医療保障保険

P.59

メディカルケア

P.63

重病克服保険

P.65

退職後継続保障保険

P.73

ご注意いただきたいこと

P.77

契約概要・注意喚起情報(積立年金保険)

P.95

積立年金保険

P.97



老後生活
への備え

その他ご加入に
あたっての
注意事項

- 注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。
- 注☆：子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。
- 注●：ただし、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。
- オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

商品の名称

積立年金保険

拠出型企業年金保険(02)【生命保険】

商品の特長

- 在職中の積立制度です。
- 積立てた資金を原資として、掛金払込完了後に年金を受け取ることができます。

健活 のマークがついている商品は健康情報活用商品です。

ご加入いただける方

本人

配偶者

子ども

掲載
ページ

ご加入いただける方についてはP97以降をご覧ください。

P.97

医療保障保険＜【充実型】＞

本人・配偶者の親

親介護部分

本人および配偶者の戸籍上の実父母(養父母を除く)で、29歳6カ月を超え85歳6カ月までの方

【年齢は2026年11月1日現在の満年齢です。】

※積立年金保険は、P99加入資格をご覧ください。

親介護部分の場合、加入資格のある親の申込日(告知日)現在の健康状態を必ずご確認のうえで告知内容をお確かめください。親と同居されていない場合、親ならびに同居されているご家族に直接お電話などでご確認ください。あわせて、「告知の大切さに関するご案内について」(P.91)をご参照ください。



ご注意

ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。
申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。

P.16

告知内容に関して保険金のお支払い、契約のご継続等の判断をいたしかねるときには、お客さまや医療機関等に照会させていただく場合がございますので、告知内容について必ずご確認ください。告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。

健康情報活用商品については、毎年の健康診断結果をお知らせいただく必要があります。
本パンフレット「健康情報活用商品について」の内容を必ずご確認ください。

P.21

はじめに

P.7

契約概要

P.13

注意喚起情報

P.15

健康情報活用商品について

P.21

グループ保険(生命給付)

P.27

「ALPHA」長期家族サポート制度

P.31

ステップALPHA

P.55

グループ保険(ケガ給付)

P.57

医療保障保険

P.59

メディカルケア

P.63

重病克服保険

P.65

退職後継続保障保険

P.73

ご注意くださいこと

P.77

契約概要・注意喚起情報(積立年金保険)

P.95

積立年金保険

P.97

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここではグループ保険〈生命給付〉・「ALPHA」長期家族サポート制度・グループ保険〈ケガ給付〉・医療保障保険〈【基本型】〉・メディカルケア・医療保障保険〈【充実型】〉・重病克服保険・退職後継続保障保険・ステップALPHAについて記載しております。積立年金保険については、P.95・96をご覧ください。

1 商品の仕組み

- この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。
 - 加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。
 - 退職後継続保障保険については、ご加入者が一定年齢になられるまで継続してご加入いただくことが可能です。
 - その他の商品については、保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。
- また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。

2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)と保険料

主な保障内容

- 保障内容(保険金額・給付金額、付加された特約)は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

グループ保険〈生命給付〉	P.27	「ALPHA」長期家族サポート制度	P.31	ステップALPHA	P.55
グループ保険〈ケガ給付〉	P.57	医療保障保険〈【基本型】〉	P.59	医療保障保険〈【充実型】〉	P.60
メディカルケア	P.63	重病克服保険	P.65	退職後継続保障保険	P.73

※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

保険料【控除方法】

- 毎月の給与から控除します。(初回は11月分給与より)「ALPHA」長期家族サポート制度の半年払掛金については、6月と12月の給与から控除します。(初回は12月分給与より)

3 配当金

- 配当金の対象となる商品(下記以外の商品は無配当保険ですので、配当金はありません。)

グループ保険〈生命給付〉	「ALPHA」長期家族サポート制度	医療保障保険〈【基本型】〉
--------------	-------------------	---------------

グループ保険〈生命給付〉・「ALPHA」長期家族サポート制度・医療保障保険〈【基本型】〉は、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

- この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。ただし、退職後継続保障保険については、保険期間中に脱退(解約)された場合、ご加入年齢、加入期間等によっては解約返戻金をお支払いする場合があります。

5 引受保険会社

(事務幹事)	明治安田生命保険相互会社	本社：東京都千代田区丸の内2-1-1
	明治安田損害保険株式会社	本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

[グループ保険〈生命給付〉] [「ALPHA」長期家族サポート制度] [医療保障保険〈【基本型】〉] [メディカルケア] [重病克服保険] [退職後継続保障保険]

明治安田生命保険相互会社

[グループ保険〈ケガ給付〉] [医療保障保険〈【充実型】〉] [ステップALPHA]

明治安田損害保険株式会社

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

ここではグループ保険〈生命給付〉・「ALPHA」長期家族サポート制度・グループ保険〈ケガ給付〉・医療保障保険〈【基本型】〉・メディカルケア・医療保障保険〈【充実型】〉・重病克服保険・退職後継続保障保険・ステップALPHAについて記載しております。積立年金保険については、P95・96をご覧ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

- 保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例

約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。
- 責任開始期（加入日）前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

入院給付金（保険金）の事例

責任開始期（加入日）前の発病・ケガにより入院した場合

- 責任開始期（加入日）前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金（保険金）をお支払いできません。

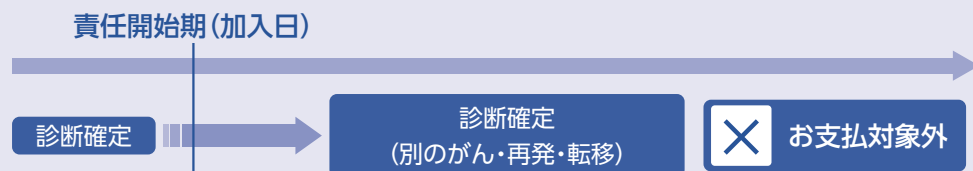


特定疾病保険金の事例

生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期（加入日）前に「悪性新生物（がん）」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物（がん）」の条件には、「責任開始期（加入日）前を含めてはじめて診断確定されたものに限ります。」という条件があります。責任開始期（加入日）以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期（加入日）前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※責任開始期（加入日）前の診断内容が、ご本人に知られていなかった場合でもお支払いできません。



解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
- 責任開始期（加入日）から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。P.78

補償の重複について（損害保険）

- 既に同種の保険商品等のご契約がある場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。補償の重複に関する詳細は参照ページをご確認ください。

P.89

2 告知内容について

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 正しく告知していただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

ご加入を希望される商品の告知の有無についてご確認ください。

ご加入いただける方の詳細は「はじめに」P.7をご参照ください。

【グループ保険〈生命給付〉・「ALPHA」長期家族サポート制度・医療保障保険〈【基本型】〉・メディカルケア・医療保障保険〈【充実型】〉・重病克服保険・退職後継続保障保険・ステップALPHA】STEP1・2へお進みください。

【グループ保険〈ケガ給付〉】

就業状態・健康状態に関する告知は不要です。職業・職務に関する告知がありますので、申込書でご確認ください。

STEP 1

まずは「申込日（告知日）現在」の就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

本人

現在の就業状態

- 病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
- （注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・子ども・[本人・配偶者の親]

現在の健康状態

- 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
- （注）①「治療」には、指示・指導を含みます。
- ②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

STEP 2 つぎに、加入する商品ごとに
過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者・子ども

グループ保険(生命給付) [ALPHA]長期家族サポート制度 退職後継続保障保険	重病克服保険 ●7大疾病保障特約 ●がん・上皮内新生物保障特約	医療保障保険<[基本型]> メディカルケア 医療保障保険<[充実型]> ステップALPHA
過去12カ月以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、別表①記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。	過去3カ月以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。 (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。	
	過去5年以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表①記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。	過去2年以内の健康状態 ●申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。 (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。 ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。 ④「治療」には、指示・指導を含みます。
	●重病克服保険の「がん・上皮内新生物保障特約」は、以下のとおりであることをご確認ください。 現在までの健康状態 ●申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。	

本人・配偶者の親

親介護部分

現在までの健康状態	●公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことはありません。
過去5年以内の健康状態	●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、別表②記載の病気で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことはありません。(注)「治療」には指示・指導を含みます。 ●申込日(告知日)より起算して過去5年以内に高血圧を原因とする入院をしたことはありません。

別表①	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
別表②	心筋こうそく、脳卒中(脳出血、脳こうそく、くも膜下出血)、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋委縮性側索硬化症、知的障害、精神病、統合失調症

<グループ保険(生命給付)・[ALPHA]長期家族サポート制度・医療保障保険<[基本型]>・メディカルケア・重病克服保険・退職後継続保障保険の場合>

- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

<重病克服保険・退職後継続保障保険の場合>

- 引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

告知内容に関するお問い合わせ[生命保険・損害保険 共通]

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320

受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

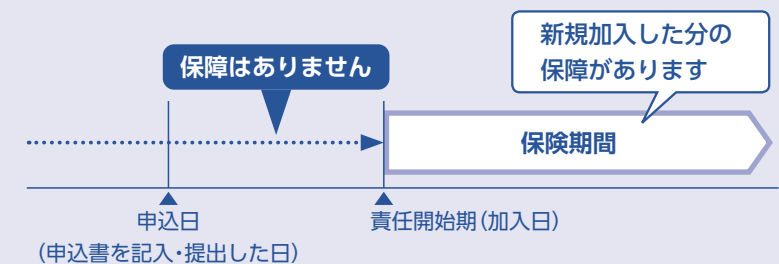
3 責任開始期(加入日)について

- お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始期(加入日)といい、下記のとおり、責任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した日)とは異なります。

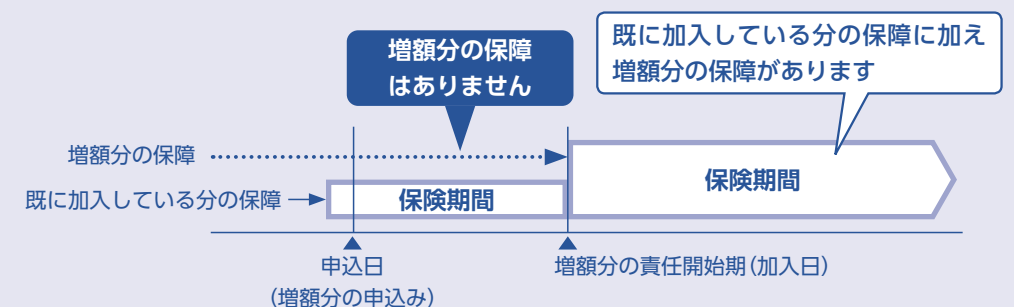
- なお、この保険の責任開始期(加入日)は、表紙に記載しています。

- 高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

新規加入したとき



既に入っている保障額を増やしたとき(増額したとき)



<グループ保険(生命給付)・[ALPHA]長期家族サポート制度・医療保障保険<[基本型]>・メディカルケア・重病克服保険・退職後継続保障保険の場合>

- ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期(加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金・給付金の請求について

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)

- この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

ご照会・ご相談窓口等

- 指定紛争解決機関
 - この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会(生命保険)・一般社団法人日本損害保険協会(損害保険)です。
- 生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構
 - 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(生命保険)・損害保険契約者保護機構(損害保険)に加入しています。

上記、および加入手続き等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 **P.92**

告知に関するお問い合わせは、参照ページをご確認ください。 **P.18**

健康情報活用商品 (健康サポート・キャッシュバック特約)について

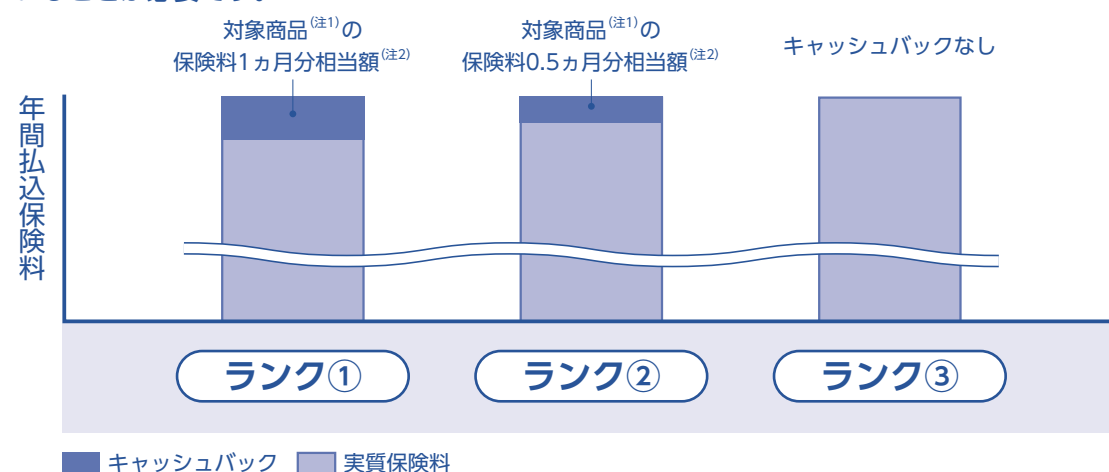
このページは、「健康情報活用商品」の「健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)」の概要や、ご注意いただきたい事項をまとめております。
以下の内容をご確認ください。

「健康サポート・キャッシュバック特約」の特長と仕組み(特約の概要)

- 「健康サポート・キャッシュバック特約」は、加入者の健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックすることが主な内容です。
- 各加入者の健康診断の結果をポイント化して「ランク」を判定し、保険期間(1年)満了後、「ランク」に応じて保険料の一部をキャッシュバックすることで、加入者の「健康に向けた前向きな活動」を応援します。
- キャッシュバックの判断基準となる「ランク」の判定のためには、**保険契約者(以下、団体)を通じて毎年の健康診断結果をお知らせいただく必要があります。**
- 「健康サポート・キャッシュバック特約」の付加に対する保険料は必要ありません。

＜キャッシュバックの仕組み＞

- 「ランク」に応じ、以下の金額がキャッシュバックされます。
- キャッシュバックの支払いには、保険期間満了時までの対象商品(注1)の保険料が払い込まれていることが必要です。



(注1)次ページの＜対象商品・対象区分＞をご確認ください。

(注2)保険期間満了時の保険料をもとに算出します。

保険期間中に減額があった場合は減額後の保険料とし、特約が消滅した場合は特約分の保険料は含みません。

- 「健康サポート・キャッシュバック特約」は、加入者が健康診断結果の提出について同意した場合に付加され、その後、以下のいずれかに該当しない限り継続して付加されます。
 - ①加入者が健康診断結果の提出についてあらたに不同意の申し出をしたとき
 - ②加入者が健康情報活用商品を脱退したとき
 - ③団体が「健康サポート・キャッシュバック特約」を継続しなかったとき
 - ④明治安田生命保険相互会社(以下、「保険会社」)が「健康サポート・キャッシュバック特約」の取扱いを停止したとき
- 「健康サポート・キャッシュバック特約(集団定期用)」についての詳細は「ご契約のしおり 特約」をご覧ください。

＜対象商品・対象区分＞

- 本パンフレット内で **健活** のマークがついている以下商品が対象です。

商品名	対象商品		対象区分
	対象商品	対象特約	
重病克服保険	無配当特定疾病保障 定期保険(Ⅱ型)	7大疾病保障特約 がん・上皮内新生物保障特約	本人

＜保険期間＞ 1年

キャッシュバックの「ランク」の判定方法について

＜「ランク」の判定に使用する健康診断について＞

- 加入者が団体に健康診断結果を提出した場合でも、団体から所定の様式を用いて期限内に保険会社に提出されなかったときには、その加入者は「ランク③」として取扱います。
- 健康診断は、法令(労働安全衛生法等)に基づく医師による健康診断、自発的に受診した医師による健康診断等をいい、人間ドックや保険会社があらかじめ認めた検査機関で受診した検査等も含みます。
- 健康診断の受診日は、保険期間満了日の前24ヵ月以内であることを要します。
(勤務先の実施する健康診断の時期の変更等のやむを得ない理由により受診日がこの期間外となったと保険会社が認めた場合は、受診日が保険期間満了日の前24ヵ月以内である健康診断とみなします。)
- 健康診断の受診日以降、保険期間満了日の翌日から起算して3年を経過する日までの間に団体から保険会社に到達することを要します。

＜「ランク」の判定方法について＞

- 以下3段階で「ランク」の判定を行ないます。
- 「ランク」の判定にあたっては、「表1-1」「表1-2」に記載の年齢ごとの必須項目をすべて受診していることを要します。

STEP1 健康診断の結果をもとに健診項目ごとの「健診結果区分」(A～D)を判定します。

表1-1 40歳未満※

健診項目			健診結果区分				
			A	B	C	D	
必須項目	基礎	BMI(kg/m ²) ^(※1)		18.5～24.9	15.0～18.4 25.0～29.9	30.0～34.9	14.9以下 35.0以上
		血圧 ^(※2)	収縮期<mmHg>	129以下	130～139	140～159	160以上
			拡張期<mmHg>	84以下	85～89	90～99	100以上
	尿	尿糖		(－)	(±)以上		
		尿蛋白		(－)	(±)	(+)	(2+)以上
任意項目	血液	脂質(中性脂肪) <mg/dL>		30～149	150～299	300～499	29以下 500以上
		肝機能 ^(※3)	GPT(ALT) <U/L>	30以下	31～40	41～50	51以上
			γ-GT(γ-GTP) <U/L>	50以下	51～80	81～100	101以上

表1-2 40歳以上※

健診項目			健診結果区分				
			A	B	C	D	
必須項目	基礎	BMI(kg/m ²)(※1)		18.5～24.9	15.0～18.4 25.0～29.9	30.0～34.9	14.9以下 35.0以上
		血圧(※2)	収縮期<mmHg>	129以下	130～139	140～159	160以上
			拡張期<mmHg>	84以下	85～89	90～99	100以上
	尿	尿蛋白		(－)	(±)	(＋)	(2＋)以上
	血液	脂質(中性脂肪) <mg/dL>		30～149	150～299	300～499	29以下 500以上
		肝機能(※3)	GPT(ALT) <U/L>	30以下	31～40	41～50	51以上
			γ-GT(γ-GTP) <U/L>	50以下	51～80	81～100	101以上
		糖代謝(※4)	HbA1c(<%)		5.5以下	5.6～5.9	6.0～6.4
	血糖<mg/dL>		99以下	100～109	110～125	126以上	

※「ランク」の判定に使用する年齢は、加入者が健康診断を受診した日の後、最初に到来する3月31日時点での加入者の満年齢によります。ただし、3月31日に受診した場合には、その受診時の満年齢によります。なお、誕生日が4月1日の場合、当該3月31日が属する年の前年の4月1日時点の満年齢によるものとします。「加入資格」や「保険料(掛金)」で使用している年齢とは異なります。

STEP2 健診項目ごとの「健診結果区分」(A～D)をポイント換算します。

表2-1 40歳未満※

		男性				女性			
		A	B	C	D	A	B	C	D
必須項目	BMI ^(※1)	30	20	0	0	30	20	10	0
	血圧 ^(※2)	30	20	10	0	30	10	0	0
	尿糖	30	0	－	－	30	0	－	－
	尿蛋白	30	20	0	0	30	20	10	0
任意項目	脂質	10 ^(※5)	0			10 ^(※5)	0		
	肝機能 ^(※3)								

表2-2 40歳以上※

		男性				女性			
		A	B	C	D	A	B	C	D
必須項目	BMI ^(※1)	30	20	10	0	30	10	0	0
	血圧 ^(※2)	30	20	10	0	30	20	10	0
	尿蛋白	30	20	0	0	30	20	0	0
	脂質	30	20	10	0	30	10	0	0
	肝機能 ^(※3)	30	20	10	0	30	10	0	0
	糖代謝 ^(※4)	30	10	0	0	30	20	0	0

- (※1) 提出された健康診断の結果にBMIの記載がない場合でも、体重および身長に記載があるときは、BMIは体重<kg>÷(身長<m>)²で計算するものとします。小数点第二位以下の端数が生じる場合には、端数を四捨五入します。
- (※2) 収縮期血圧および拡張期血圧の両方の結果が提出されていることを要します。収縮期血圧と拡張期血圧が異なる「健診結果区分」(A～D)となる場合は、「ポイント」(30～0)が低い方の「健診結果区分」(A～D)とします。
- (※3) GPT(ALT)およびγ-GT(γ-GTP)の両方の結果が提出されていることを要します。GPT(ALT)とγ-GT(γ-GTP)が異なる「健診結果区分」(A～D)となる場合は、「ポイント」(30～0)が低い方の「健診結果区分」(A～D)とします。
- (※4) HbA1cまたは血糖のいずれかの結果が提出されていることを要します。HbA1cと血糖の両方の結果が提出された場合は、HbA1cの結果により「健診結果区分」(A～D)および「ポイント」(30～0)を判定します。
- (※5) 40歳未満は、脂質・肝機能の「健診結果区分」がともにA判定の場合のみ「ポイント」(10)を加算します。

STEP3 健診項目ごとのポイントを合計し、「ランク」を判定します。

表3-1 40歳未満※

ランク①	ランク②	ランク③
120ポイント以上	110ポイント	100ポイント以下

表3-2 40歳以上※

ランク①	ランク②	ランク③
170ポイント以上	150～160ポイント	140ポイント以下

健康診断に関する情報の提出と取扱いの同意について

- 「健康サポート・キャッシュバック特約」は、「ランク」の判定のために、加入者の健康診断に関する情報（以下、「健診情報」）を明治安田生命保険相互会社（以下、「保険会社」）に提出する必要があります。

- 健診情報は、健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等の医療保険者が保有している場合や、医療保険者と保険契約者（以下、「団体」）が共有している場合等があります。
- いずれの場合も、健診情報は団体から保険会社へ提出いただくことを条件としています。
- 加入者個人から直接保険会社へ提出いただくことはできませんが、団体が加入者個人から健診情報を収集することを当社所定の方法を活用しサポートする場合があります。

- 健診情報の取扱いにかかる重要事項について、次の「**健診情報の取扱いについて**」に記載をしています。
- 健診情報の提出がない加入者や「健診情報の取扱いについて」に同意いただけない加入者は、健診情報の結果の如何を問わずキャッシュバックの対象となりません。

「加入申込書兼告知書」において同意を求めるのは以下の事項です。

健診情報の取扱いについて

1. 健診情報の提出およびランクの通知

- 団体が、加入者の健診情報のうち、＜別表＞記載の内容を、保険会社へ提出すること
- 団体と健診情報保有者（医療保険者等）が異なる場合は、健診情報保有者が、＜別表＞記載の内容を団体へ提出し、団体が、その情報を保険会社へ提出すること
- 団体が、加入者の健診情報を求める主旨・目的を健診情報保有者へ通知すること
- 保険会社が、団体から提出を受けた健診情報をもとに判定した各加入者のランク（ランク①～③のいずれに該当しているか）を、団体へ通知すること

＜別表：提出に同意する健診情報＞

1. 健康診断受診日
2. BMI（身長・体重）、血圧（収縮期・拡張期）、尿糖、尿蛋白、脂質（中性脂肪）、肝機能（GPT・γ-GT）、糖代謝（HbA1c・血糖）

2. 健診情報の利用目的

- 保険会社が、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、「[ランク]の判定」「団体への統計レポートの提供」「加入者に対する健康関連情報等の提供」「医事研究・統計」「その他保険に関連・付随する業務」のために利用すること

3. 健診情報と告知の別

- 保険会社は、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、保険契約の加入・増額時の告知としては取り扱わないこと
したがって、保険会社は、提出を受けた健診情報にもとづいて告知義務違反を問うことはありません。
- 保険会社は、団体から提出を受けた加入者の健診情報を、保険契約の加入・増額時の査定や保険金等の支払いの査定に利用しないこと
したがって、保険会社が、保険契約の加入・増額時の査定や保険金等の支払いの査定時において、告知義務違反の事実が記載された健診情報を受領していた場合であっても、「加入申込書兼告知書」において正しく告知がなされなかったものは告知義務違反とし、契約の解除をする場合があります。

4. 他の生命保険契約での健診情報の取扱いとの相違

- 加入者と保険会社の間に、複数の生命保険契約（加入者が被保険者となる契約）がある場合、本パンフレットで「健康情報活用商品」とされている契約（以下、「本契約」）と、それ以外の契約とでは健診情報の利用目的・告知に関する取扱いが異なること

- 本契約で利用する健診情報は、団体から保険会社へ提出された健診情報です。
保険会社が個人との間で締結している契約（以下、「個人契約」）において、本契約の加入者が被保険者となっており、保険会社に直接健診情報を提出していた場合でも、その健診情報は、本契約では使用いたしません。
- 個人契約において提出された健診情報が、個人契約の加入・増額時の告知として取り扱われる場合でも、本契約においては、告知としての取扱いはいたしません。

5. 団体が加入者から健診情報を収集する際のサポート機能

- 保険会社は、「団体が加入者から健診情報を収集する際のサポート機能」（以下、「健診情報収集のサポート機能」）を、団体に提供すること
- 健診情報収集のサポート機能を利用した場合、保険会社は、所定の期間外および「みんなのMYポータル」機能以外での健診情報は受け付けないこと

＜健診情報収集のサポート機能について＞

- ① 保険会社は、「みんなのMYポータル」を通じ、加入者に対し、健診情報のうち「ランク」の判定に必要な項目の数値等・画像の登録を求める。この場合、保険会社は、団体からの依頼を受け、加入者に対して、＜別表＞記載の項目の数値等および、加入者の氏名、医療機関名等が記載された健康診断結果の画像を所定の期間内に登録するよう求める場合がある（「みんなのMYポータル」登録アドレスにメール送信）
- ② 保険会社は、所定の期間中、未登録・不備等が解消されない場合、複数回督促メールの送信を行なう
- ③ 保険会社は、所定の期間中に不備等が解消されない情報を除き、加入者が登録した健診情報の数値等と画像を照合し、当該データを団体に提供する。なお、保険会社は、当該データを、団体からの健診情報提出後、他の用途には転用することはせず、速やかに廃棄する
- ④ 団体は当該データをもとに保険会社に健診情報を提出する

以上



意向確認

ご加入前のご確認

グループ保険〈生命給付〉は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2026年11月1日(日)～2027年10月31日(日)

加入対象者 **本人** **配偶者** **こども**

保障内容等(契約概要部分)・掛金

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金形式で受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
・また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

本 人													
申込 金額(万円) ＜保険金額＞	死亡・高度障害の とき 【死亡・高度障害 保険金】 (年金原資) (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金 月額 (約 万円)	年金 受取 総額 (約 万円)	性別	月払掛金(円)							
						年齢【保険年齢】(生年月日)							
						15～35歳 (1991.5.2 ∟ 2012.5.1)	36～40歳 (1986.5.2 ∟ 1991.5.1)	41～45歳 (1981.5.2 ∟ 1986.5.1)	46～50歳 (1976.5.2 ∟ 1981.5.1)	51～55歳 (1971.5.2 ∟ 1976.5.1)	56～60歳 (1966.5.2 ∟ 1971.5.1)	61～65歳 (1961.5.2 ∟ 1966.5.1)	66～70歳 (1956.5.2 ∟ 1961.5.1)
3,300	3,300	15	19.4	3,499	男性	3,751	4,840	7,744	10,120	11,869	12,991	-	-
					女性	2,959	4,444	7,117	9,526	11,110	11,836	-	-
2,750	2,750	10	23.7	2,846	男性	3,135	4,043	6,463	8,443	9,900	10,835	-	-
					女性	2,475	3,713	5,940	7,948	9,268	9,873	-	
2,200	2,200	10	18.9	2,277	男性	2,519	3,245	5,181	6,765	7,931	8,679	-	-
					女性	1,991	2,981	4,763	6,369	7,425	7,909	-	-
1,650	1,650	5	27.7	1,666	男性	1,903	2,448	3,900	5,088	5,962	6,523	-	-
					女性	1,507	2,250	3,586	4,791	5,583	5,946	-	-
1,100	1,100	5	18.5	1,111	男性	1,287	1,650	2,618	3,410	3,993	4,367	-	-
					女性	1,023	1,518	2,409	3,212	3,740	3,982	-	-
550	550	-	-	550	男性	671	853	1,337	1,733	2,024	2,211	2,497	-
					女性	539	787	1,232	1,634	1,898	2,019	2,129	-
300	300	-	-	300	男性	391	490	754	970	1,129	1,231	1,387	1,594
					女性	319	454	697	916	1,060	1,126	1,186	1,264
100	100	-	-	100	男性	167	200	288	360	413	447	499	568
					女性	143	188	269	342	390	412	432	458

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- ・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- ・脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。
- ・保険年齢61歳以上の方でグループ保険を継続される方は550万円、300万円または100万円コースでの継続取扱いになります。
- ・保険年齢66歳以上の方は300万円または100万円コースでの継続取扱いになります。
- ・保険年齢71歳以上の方は100万円コースでの継続取扱いになります。

年金の取り扱いについて

- ・年金払特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- ・この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

配偶者										
申込 金額(万円) ＜保険金額＞	死亡・高度障害の とき 【死亡・高度障害 保険金】 (年金原資) (万円)	性別	月払掛金(円)							
			年齢【保険年齢】(生年月日)							
			18～35歳 (1991.5.2 ∟ 2009.5.1)	36～40歳 (1986.5.2 ∟ 1991.5.1)	41～45歳 (1981.5.2 ∟ 1986.5.1)	46～50歳 (1976.5.2 ∟ 1981.5.1)	51～55歳 (1971.5.2 ∟ 1976.5.1)	56～60歳 (1966.5.2 ∟ 1971.5.1)	61～65歳 (1961.5.2 ∟ 1966.5.1)	66～70歳 (1956.5.2 ∟ 1961.5.1)
750	750	男性	840	1,088	1,748	2,288	2,685	2,940	-	-
		女性	660	998	1,605	2,153	2,513	2,678	-	-
550	550	男性	616	798	1,282	1,678	1,969	2,156	2,442	-
		女性	484	732	1,177	1,579	1,843	1,964	2,074	-
300	300	男性	336	435	699	915	1,074	1,176	1,332	1,539
		女性	264	399	642	861	1,005	1,071	1,131	1,209
100	100	男性	112	145	233	305	358	392	444	513
		女性	88	133	214	287	335	357	377	403

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 保険年齢61歳以上の方でグループ保険を継続される方は550万円、300万円または100万円コースでの継続取扱いになります。
- 保険年齢66歳以上の方は300万円または100万円コースでの継続取扱いになります。
- 保険年齢71歳以上の方は100万円コースでの継続取扱いになります。
- 保険年齢61歳以上の本人が加入している配偶者は年齢に関わらず550万円、300万円または100万円コースでの加入となります。
- 保険年齢66歳以上の本人が加入している配偶者は年齢に関わらず300万円または100万円コースでの加入となります。
- 保険年齢71歳以上の本人が加入している配偶者は年齢に関わらず100万円コースでの加入となります。

こども			
申込 金額(万円)＜保険金額＞	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	月払掛金(円)	
400	400	280	年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律 3～22歳(2004.5.2～2024.5.1)
300	300	210	
100	100	70	

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 記載の掛金には、保険料に加えて右記の制度運営費が含まれています。本人：55円

保険金のお支払いに関するご注意

- ！

ご注意

 - 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方、こどもの場合は主契約の被保険者です。
 - 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
 - ・本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもについても同時に脱退となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.78**

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.79**

保険年齢71歳以上の保障内容・掛金

本 人										
申込 金額(万円) ＜保険金額＞	死亡・高度 障害のとき 【死亡・ 高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金 月額 (約 万円)	年金 受取 総額 (約 万円)	性別	月払掛金(円)				
						年齢【保険年齢】(生年月日)				
						71歳 (1955.5.2 ∫ 1956.5.1)	72歳 (1954.5.2 ∫ 1955.5.1)	73歳 (1953.5.2 ∫ 1954.5.1)	74歳 (1952.5.2 ∫ 1953.5.1)	75歳 (1951.5.2 ∫ 1952.5.1)
100	100	-	-	100	男性	634	664	698	738	785
					女性	492	507	526	546	568

本 人										
申込 金額(万円) ＜保険金額＞	死亡・高度 障害のとき 【死亡・ 高度障害 保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金 月額 (約 万円)	年金 受取 総額 (約 万円)	性別	月払掛金(円)				
						年齢【保険年齢】(生年月日)				
						76歳 (1950.5.2 ∟ 1951.5.1)	77歳 (1949.5.2 ∟ 1950.5.1)	78歳 (1948.5.2 ∟ 1949.5.1)	79歳 (1947.5.2 ∟ 1948.5.1)	80歳 (1946.5.2 ∟ 1947.5.1)
100	100	-	-	100	男性	840	906	983	1,072	1,173
					女性	593	621	656	698	749

配偶者											
申込 金額(万円) ＜保険金額＞	死亡・高度 障害のとき 【死亡・ 高度障害 保険金】 (万円)	性別	月払掛金(円)								
			年齢【保険年齢】(生年月日)								
			71歳 (1955.5.2 ～ 1956.5.1)	72歳 (1954.5.2 ～ 1955.5.1)	73歳 (1953.5.2 ～ 1954.5.1)	74歳 (1952.5.2 ～ 1953.5.1)	75歳 (1951.5.2 ～ 1952.5.1)	76歳 (1950.5.2 ～ 1951.5.1)	77歳 (1949.5.2 ～ 1950.5.1)	78歳 (1948.5.2 ～ 1949.5.1)	80歳 (1947.5.2 ～ 1948.5.1)
100	100	男性	579	609	643	683	730	785	851	928	1,017
		女性	437	452	471	491	513	538	566	601	643

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- 記載の掛金には、保険料に加えて右記の制度運営費が含まれています。本人：月払55円



意向確認
ご加入前
のご確認

「ALPHA」長期家族サポート制度は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を
主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの
内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申
込みください。

保険期間 2026年11月1日(日)～2027年10月31日(日)
加入対象者 **本人** **配偶者**

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金形式で受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 重い障害が残った場合、障害保険金を受け取ることができ、不時の出費を補完することができます。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

本人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害・ 障害保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害・ 障害保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
Z1	15～35歳 (1991.5.2～2012.5.1)	4,200	30	13.3	4,788	1,500	30	28.5	1,710
	36～40歳 (1986.5.2～1991.5.1)	4,200	30	13.3	4,788	1,500	30	28.5	1,710
	41～45歳 (1981.5.2～1986.5.1)	4,200	30	13.3	4,788	1,500	30	28.5	1,710
	46～50歳 (1976.5.2～1981.5.1)	4,200	30	13.3	4,788	1,500	30	28.5	1,710
	51～55歳 (1971.5.2～1976.5.1)	4,200	30	13.3	4,788	1,500	30	28.5	1,710
	56～60歳 (1966.5.2～1971.5.1)	4,200	30	13.3	4,788	1,500	30	28.5	1,710
	61～64歳 (1962.5.2～1966.5.1)	4,200	30	13.3	4,788	1,500	30	28.5	1,710
	65歳 (1961.5.2～1962.5.1)	4,200	30	13.3	4,788	1,500	30	28.5	1,710
	66～70歳 (1956.5.2～1961.5.1)	4,200	30	13.3	4,788	1,500	30	28.5	1,710

本人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害・ 障害保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害・ 障害保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
Y1	15～35歳 (1991.5.2～2012.5.1)	3,700	30	11.7	4,218	1,200	30	22.8	1,368
	36～40歳 (1986.5.2～1991.5.1)	3,700	30	11.7	4,218	1,100	30	20.9	1,254
	41～45歳 (1981.5.2～1986.5.1)	3,700	25	13.7	4,116	1,000	25	22.2	1,112
	46～50歳 (1976.5.2～1981.5.1)	3,700	20	16.7	4,018	800	20	21.7	868
	51～55歳 (1971.5.2～1976.5.1)	3,700	15	21.7	3,923	600	15	21.2	636
	56～60歳 (1966.5.2～1971.5.1)	3,700	10	31.9	3,829	400	10	20.7	414
	61～64歳 (1962.5.2～1966.5.1)	1,000	5	16.8	1,010	200	5	20.2	202
	65歳 (1961.5.2～1962.5.1)	1,000	5	16.8	1,010	200	5	20.2	202
	66～70歳 (1956.5.2～1961.5.1)	500	5	8.4	505	200	5	20.2	202
V1	15～25歳 (2001.5.2～2012.5.1)	2,420	30	7.6	2,758	1,300	30	24.7	1,482
	26～35歳 (1991.5.2～2001.5.1)	2,640	30	8.3	3,009	1,300	30	24.7	1,482
	36～40歳 (1986.5.2～1991.5.1)	3,130	30	9.9	3,568	1,100	30	20.9	1,254
	41～45歳 (1981.5.2～1986.5.1)	3,630	25	13.4	4,038	900	25	20.0	1,001
	46～50歳 (1976.5.2～1981.5.1)	3,190	20	14.4	3,464	700	20	19.0	760
	51～55歳 (1971.5.2～1976.5.1)	2,020	15	11.9	2,142	500	15	17.6	530
	56～60歳 (1966.5.2～1971.5.1)	920	10	7.9	952	300	10	15.5	310
	61～64歳 (1962.5.2～1966.5.1)	500	5	8.4	505	200	5	20.2	202
	65歳 (1961.5.2～1962.5.1)	500	5	8.4	505	200	5	20.2	202
	66～70歳 (1956.5.2～1961.5.1)	500	5	8.4	505	200	5	20.2	202

「ALPHA」長期家族サポート制度

本 人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害・障害状態(障害年金 1 級)のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害・ 障害保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害・ 障害保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
T1	15 ～ 25 歳 (2001.5.2 ～ 2012.5.1)	1,620	30	5.1	1,846	900	30	17.1	1,026
	26 ～ 30 歳 (1996.5.2 ～ 2001.5.1)	1,890	30	5.9	2,154	800	30	15.2	912
	31 ～ 35 歳 (1991.5.2 ～ 1996.5.1)	2,190	30	6.9	2,496	700	30	13.3	798
	36 ～ 40 歳 (1986.5.2 ～ 1991.5.1)	1,990	30	6.3	2,268	600	30	11.4	684
	41 ～ 45 歳 (1981.5.2 ～ 1986.5.1)	1,650	25	6.1	1,835	500	25	11.1	556
	46 ～ 50 歳 (1976.5.2 ～ 1981.5.1)	1,350	20	6.1	1,466	400	20	10.8	434
	51 ～ 55 歳 (1971.5.2 ～ 1976.5.1)	950	15	5.5	1,007	300	15	10.6	318
	56 ～ 60 歳 (1966.5.2 ～ 1971.5.1)	610	10	5.2	631	200	10	10.3	207
	61 ～ 64 歳 (1962.5.2 ～ 1966.5.1)	300	5	5.0	303	200	5	20.2	202
	65 歳 (1961.5.2 ～ 1962.5.1)	300	5	5.0	303	200	5	20.2	202
	66 ～ 70 歳 (1956.5.2 ～ 1961.5.1)	300	5	5.0	303	200	5	20.2	202
S1	15 ～ 35 歳 (1991.5.2 ～ 2012.5.1)	2,700	25	10.0	3,003	1,100	25	24.4	1,223
	36 ～ 40 歳 (1986.5.2 ～ 1991.5.1)	2,700	25	10.0	3,003	1,000	25	22.2	1,112
	41 ～ 45 歳 (1981.5.2 ～ 1986.5.1)	2,700	20	12.2	2,932	900	20	24.4	977
	46 ～ 50 歳 (1976.5.2 ～ 1981.5.1)	2,700	15	15.9	2,863	800	15	28.2	848
	51 ～ 55 歳 (1971.5.2 ～ 1976.5.1)	2,700	10	23.2	2,794	700	10	36.2	724
	56 ～ 60 歳 (1966.5.2 ～ 1971.5.1)	2,700	5	45.4	2,727	500	5	50.5	505
	61 ～ 64 歳 (1962.5.2 ～ 1966.5.1)	2,700	5	45.4	2,727	200	5	20.2	202
	65 歳 (1961.5.2 ～ 1962.5.1)	2,700	5	45.4	2,727	200	5	20.2	202
	66 ～ 70 歳 (1956.5.2 ～ 1961.5.1)	2,700	5	45.4	2,727	200	5	20.2	202

本 人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害・障害状態(障害年金 1 級)のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害・ 障害保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害・ 障害保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
B1	15 ～ 25 歳 (2001.5.2 ～ 2012.5.1)	1,880	25	6.9	2,091	700	25	15.5	778
	26 ～ 35 歳 (1991.5.2 ～ 2001.5.1)	2,050	25	7.6	2,280	700	25	15.5	778
	36 ～ 40 歳 (1986.5.2 ～ 1991.5.1)	2,340	20	10.5	2,541	600	20	16.2	651
	41 ～ 45 歳 (1981.5.2 ～ 1986.5.1)	2,700	18	13.4	2,906	500	18	14.9	538
	46 ～ 50 歳 (1976.5.2 ～ 1981.5.1)	2,220	15	13.0	2,354	500	15	17.6	530
	51 ～ 55 歳 (1971.5.2 ～ 1976.5.1)	1,430	10	12.3	1,480	400	10	20.7	414
	56 ～ 60 歳 (1966.5.2 ～ 1971.5.1)	670	5	11.2	676	200	5	20.2	202
	61 ～ 64 歳 (1962.5.2 ～ 1966.5.1)	670	5	11.2	676	200	5	20.2	202
	65 歳 (1961.5.2 ～ 1962.5.1)	670	5	11.2	676	200	5	20.2	202
	66 ～ 70 歳 (1956.5.2 ～ 1961.5.1)	670	5	11.2	676	200	5	20.2	202
A1	15 ～ 25 歳 (2001.5.2 ～ 2012.5.1)	1,260	25	4.6	1,401	500	25	11.1	556
	26 ～ 30 歳 (1996.5.2 ～ 2001.5.1)	1,470	25	5.4	1,635	500	25	11.1	556
	31 ～ 35 歳 (1991.5.2 ～ 1996.5.1)	1,700	25	6.3	1,891	500	25	11.1	556
	36 ～ 40 歳 (1986.5.2 ～ 1991.5.1)	1,450	20	6.5	1,574	400	20	10.8	434
	41 ～ 45 歳 (1981.5.2 ～ 1986.5.1)	1,170	18	5.8	1,259	300	18	8.9	322
	46 ～ 50 歳 (1976.5.2 ～ 1981.5.1)	940	15	5.5	996	300	15	10.6	318
	51 ～ 55 歳 (1971.5.2 ～ 1976.5.1)	670	10	5.7	693	200	10	10.3	207
	56 ～ 60 歳 (1966.5.2 ～ 1971.5.1)	530	5	8.9	535	200	5	20.2	202
	61 ～ 64 歳 (1962.5.2 ～ 1966.5.1)	530	5	8.9	535	200	5	20.2	202
	65 歳 (1961.5.2 ～ 1962.5.1)	530	5	8.9	535	200	5	20.2	202
	66 ～ 70 歳 (1956.5.2 ～ 1961.5.1)	530	5	8.9	535	200	5	20.2	202

「ALPHA」長期家族サポート制度

本 人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害・障害状態(障害年金 1 級)のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害・ 障害保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害・ 障害保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
Z	15 ～ 35 歳 (1991.5.2 ～ 2012.5.1)	4,200	30	13.3	4,788	-	-	-	-
	36 ～ 40 歳 (1986.5.2 ～ 1991.5.1)	4,200	30	13.3	4,788	-	-	-	-
	41 ～ 45 歳 (1981.5.2 ～ 1986.5.1)	4,200	30	13.3	4,788	-	-	-	-
	46 ～ 50 歳 (1976.5.2 ～ 1981.5.1)	4,200	30	13.3	4,788	-	-	-	-
	51 ～ 55 歳 (1971.5.2 ～ 1976.5.1)	4,200	30	13.3	4,788	-	-	-	-
	56 ～ 60 歳 (1966.5.2 ～ 1971.5.1)	4,200	30	13.3	4,788	-	-	-	-
	61 ～ 64 歳 (1962.5.2 ～ 1966.5.1)	4,200	30	13.3	4,788	-	-	-	-
	65 歳 (1961.5.2 ～ 1962.5.1)	4,200	30	13.3	4,788	-	-	-	-
	66 ～ 70 歳 (1956.5.2 ～ 1961.5.1)	4,200	30	13.3	4,788	-	-	-	-
Y	15 ～ 35 歳 (1991.5.2 ～ 2012.5.1)	3,700	30	11.7	4,218	-	-	-	-
	36 ～ 40 歳 (1986.5.2 ～ 1991.5.1)	3,700	30	11.7	4,218	-	-	-	-
	41 ～ 45 歳 (1981.5.2 ～ 1986.5.1)	3,700	25	13.7	4,116	-	-	-	-
	46 ～ 50 歳 (1976.5.2 ～ 1981.5.1)	3,700	20	16.7	4,018	-	-	-	-
	51 ～ 55 歳 (1971.5.2 ～ 1976.5.1)	3,700	15	21.7	3,923	-	-	-	-
	56 ～ 60 歳 (1966.5.2 ～ 1971.5.1)	3,700	10	31.9	3,829	-	-	-	-
	61 ～ 64 歳 (1962.5.2 ～ 1966.5.1)	1,000	5	16.8	1,010	-	-	-	-
	65 歳 (1961.5.2 ～ 1962.5.1)	1,000	5	16.8	1,010	-	-	-	-
	66 ～ 70 歳 (1956.5.2 ～ 1961.5.1)	500	5	8.4	505	-	-	-	-

本 人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害・障害状態(障害年金 1 級)のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害・ 障害保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害・ 障害保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
V	15 ～ 25 歳 (2001.5.2 ～ 2012.5.1)	2,420	30	7.6	2,758	-	-	-	-
	26 ～ 35 歳 (1991.5.2 ～ 2001.5.1)	2,640	30	8.3	3,009	-	-	-	-
	36 ～ 40 歳 (1986.5.2 ～ 1991.5.1)	3,130	30	9.9	3,568	-	-	-	-
	41 ～ 45 歳 (1981.5.2 ～ 1986.5.1)	3,630	25	13.4	4,038	-	-	-	-
	46 ～ 50 歳 (1976.5.2 ～ 1981.5.1)	3,190	20	14.4	3,464	-	-	-	-
	51 ～ 55 歳 (1971.5.2 ～ 1976.5.1)	2,020	15	11.9	2,142	-	-	-	-
	56 ～ 60 歳 (1966.5.2 ～ 1971.5.1)	920	10	7.9	952	-	-	-	-
	61 ～ 64 歳 (1962.5.2 ～ 1966.5.1)	500	5	8.4	505	-	-	-	-
	65 歳 (1961.5.2 ～ 1962.5.1)	500	5	8.4	505	-	-	-	-
	66 ～ 70 歳 (1956.5.2 ～ 1961.5.1)	500	5	8.4	505	-	-	-	-
T	15 ～ 25 歳 (2001.5.2 ～ 2012.5.1)	1,620	30	5.1	1,846	-	-	-	-
	26 ～ 30 歳 (1996.5.2 ～ 2001.5.1)	1,890	30	5.9	2,154	-	-	-	-
	31 ～ 35 歳 (1991.5.2 ～ 1996.5.1)	2,190	30	6.9	2,496	-	-	-	-
	36 ～ 40 歳 (1986.5.2 ～ 1991.5.1)	1,990	30	6.3	2,268	-	-	-	-
	41 ～ 45 歳 (1981.5.2 ～ 1986.5.1)	1,650	25	6.1	1,835	-	-	-	-
	46 ～ 50 歳 (1976.5.2 ～ 1981.5.1)	1,350	20	6.1	1,466	-	-	-	-
	51 ～ 55 歳 (1971.5.2 ～ 1976.5.1)	950	15	5.5	1,007	-	-	-	-
	56 ～ 60 歳 (1966.5.2 ～ 1971.5.1)	610	10	5.2	631	-	-	-	-
	61 ～ 64 歳 (1962.5.2 ～ 1966.5.1)	300	5	5.0	303	-	-	-	-
	65 歳 (1961.5.2 ～ 1962.5.1)	300	5	5.0	303	-	-	-	-
	66 ～ 70 歳 (1956.5.2 ～ 1961.5.1)	300	5	5.0	303	-	-	-	-

「ALPHA」長期家族サポート制度

本 人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害・障害状態(障害年金 1 級) のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害・ 障害保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害・ 障害保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
S ご年齢により自動的に保険金額が変動しない定額保険金コース	15 ～ 35 歳 (1991.5.2 ～ 2012.5.1)	2,700	25	10.0	3,003	-	-	-	-
	36 ～ 40 歳 (1986.5.2 ～ 1991.5.1)	2,700	25	10.0	3,003	-	-	-	-
	41 ～ 45 歳 (1981.5.2 ～ 1986.5.1)	2,700	20	12.2	2,932	-	-	-	-
	46 ～ 50 歳 (1976.5.2 ～ 1981.5.1)	2,700	15	15.9	2,863	-	-	-	-
	51 ～ 55 歳 (1971.5.2 ～ 1976.5.1)	2,700	10	23.2	2,794	-	-	-	-
	56 ～ 60 歳 (1966.5.2 ～ 1971.5.1)	2,700	5	45.4	2,727	-	-	-	-
	61 ～ 64 歳 (1962.5.2 ～ 1966.5.1)	2,700	5	45.4	2,727	-	-	-	-
	65 歳 (1961.5.2 ～ 1962.5.1)	2,700	5	45.4	2,727	-	-	-	-
	66 ～ 70 歳 (1956.5.2 ～ 1961.5.1)	2,700	5	45.4	2,727	-	-	-	-
M	15 ～ 35 歳 (1991.5.2 ～ 2012.5.1)	500	10	4.3	517	-	-	-	-
	36 ～ 40 歳 (1986.5.2 ～ 1991.5.1)	500	10	4.3	517	-	-	-	-
	41 ～ 45 歳 (1981.5.2 ～ 1986.5.1)	500	10	4.3	517	-	-	-	-
	46 ～ 50 歳 (1976.5.2 ～ 1981.5.1)	500	10	4.3	517	-	-	-	-
	51 ～ 55 歳 (1971.5.2 ～ 1976.5.1)	500	10	4.3	517	-	-	-	-
	56 ～ 60 歳 (1966.5.2 ～ 1971.5.1)	500	10	4.3	517	-	-	-	-
	61 ～ 64 歳 (1962.5.2 ～ 1966.5.1)	500	10	4.3	517	-	-	-	-
	65 歳 (1961.5.2 ～ 1962.5.1)	500	10	4.3	517	-	-	-	-
	66 ～ 70 歳 (1956.5.2 ～ 1961.5.1)	500	10	4.3	517	-	-	-	-

本 人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害・障害状態(障害年金 1 級) のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害・ 障害保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害・ 障害保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
L	15 ～ 35 歳 (1991.5.2 ～ 2012.5.1)	200	5	3.3	202	-	-	-	-
	36 ～ 40 歳 (1986.5.2 ～ 1991.5.1)	200	5	3.3	202	-	-	-	-
	41 ～ 45 歳 (1981.5.2 ～ 1986.5.1)	200	5	3.3	202	-	-	-	-
	46 ～ 50 歳 (1976.5.2 ～ 1981.5.1)	200	5	3.3	202	-	-	-	-
	51 ～ 55 歳 (1971.5.2 ～ 1976.5.1)	200	5	3.3	202	-	-	-	-
	56 ～ 60 歳 (1966.5.2 ～ 1971.5.1)	200	5	3.3	202	-	-	-	-
	61 ～ 64 歳 (1962.5.2 ～ 1966.5.1)	200	5	3.3	202	-	-	-	-
	65 歳 (1961.5.2 ～ 1962.5.1)	200	5	3.3	202	-	-	-	-
	66 ～ 70 歳 (1956.5.2 ～ 1961.5.1)	200	5	3.3	202	-	-	-	-
B Aコースより保障内容が充実	15 ～ 25 歳 (2001.5.2 ～ 2012.5.1)	1,880	25	6.9	2,091	-	-	-	-
	26 ～ 35 歳 (1991.5.2 ～ 2001.5.1)	2,050	25	7.6	2,280	-	-	-	-
	36 ～ 40 歳 (1986.5.2 ～ 1991.5.1)	2,340	20	10.5	2,541	-	-	-	-
	41 ～ 45 歳 (1981.5.2 ～ 1986.5.1)	2,700	18	13.4	2,906	-	-	-	-
	46 ～ 50 歳 (1976.5.2 ～ 1981.5.1)	2,220	15	13.0	2,354	-	-	-	-
	51 ～ 55 歳 (1971.5.2 ～ 1976.5.1)	1,430	10	12.3	1,480	-	-	-	-
	56 ～ 60 歳 (1966.5.2 ～ 1971.5.1)	670	5	11.2	676	-	-	-	-
	61 ～ 64 歳 (1962.5.2 ～ 1966.5.1)	670	5	11.2	676	-	-	-	-
	65 歳 (1961.5.2 ～ 1962.5.1)	670	5	11.2	676	-	-	-	-
	66 ～ 70 歳 (1956.5.2 ～ 1961.5.1)	670	5	11.2	676	-	-	-	-

「ALPHA」長期家族サポート制度

本人									
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき							
		月額給付				ボーナス給付(年2回)			
		年金原資 【死亡・高度障害・ 障害保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・高度障害・ 障害保険金】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)
A	15～25歳 (2001.5.2～2012.5.1)	1,260	25	4.6	1,401	-	-	-	-
	26～30歳 (1996.5.2～2001.5.1)	1,470	25	5.4	1,635	-	-	-	-
	31～35歳 (1991.5.2～1996.5.1)	1,700	25	6.3	1,891	-	-	-	-
	36～40歳 (1986.5.2～1991.5.1)	1,450	20	6.5	1,574	-	-	-	-
	41～45歳 (1981.5.2～1986.5.1)	1,170	18	5.8	1,259	-	-	-	-
	46～50歳 (1976.5.2～1981.5.1)	940	15	5.5	996	-	-	-	-
	51～55歳 (1971.5.2～1976.5.1)	670	10	5.7	693	-	-	-	-
	56～60歳 (1966.5.2～1971.5.1)	530	5	8.9	535	-	-	-	-
	61～64歳 (1962.5.2～1966.5.1)	530	5	8.9	535	-	-	-	-
	65歳 (1961.5.2～1962.5.1)	530	5	8.9	535	-	-	-	-
	66～70歳 (1956.5.2～1961.5.1)	530	5	8.9	535	-	-	-	-

- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- この保険は、年齢により保険金額が決まっています。本人の保険金額が、配偶者の保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者を本人の保険金額以下に減額または脱退とさせていただきます。
- ボーナス給付については、保険金の支払事由が発生した場合、その期間中の半年払保険料相当額が必要になります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

年金の取り扱いについて

- 年金払特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

障害特約についての注意事項



- 障害保険金は64歳までの本人のみ保障の対象となります。
- 障害保険金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。
(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
- 死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- 障害保険金が支払われた場合はこの保険は脱退となります。

年金の取扱い

1. 年金の種類と型

2. 配当金

3. 年金受取人

4. 年金のお支払い

5. 年金払の対象となる保険金
- 年金支払期間は、支払請求時に2年以上30年以内で選択いただきます。(確定年金に限ります。)
 - 年金の型は、定額型または1%ないし7%の単利逓増型のいずれかになります。ただし逓増率は1%を最小単位といたします。
 - 年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
 - 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
 - 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
 - 年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
 - 年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
 - 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。
 - 新・団体定期保険の主契約保険金・障害保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満または年金基金が200万円未満の場合はお取り扱いできません。

配偶者					
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき			
		月額給付			
		年金原資 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	年金 受取期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取総額 (約 万円)
1,000	18～35歳 (1991.5.2～2009.5.1)	1,000	15	5.8	1,060
	36～40歳 (1986.5.2～1991.5.1)	1,000	15	5.8	1,060
	41～45歳 (1981.5.2～1986.5.1)	1,000	15	5.8	1,060
	46～50歳 (1976.5.2～1981.5.1)	1,000	15	5.8	1,060
	51～55歳 (1971.5.2～1976.5.1)	1,000	15	5.8	1,060
	56～60歳 (1966.5.2～1971.5.1)	1,000	15	5.8	1,060
	61～65歳 (1961.5.2～1966.5.1)	1,000	15	5.8	1,060
	66～70歳 (1956.5.2～1961.5.1)	1,000	15	5.8	1,060
800	18～35歳 (1991.5.2～2009.5.1)	800	10	6.9	828
	36～40歳 (1986.5.2～1991.5.1)	800	10	6.9	828
	41～45歳 (1981.5.2～1986.5.1)	800	10	6.9	828
	46～50歳 (1976.5.2～1981.5.1)	800	10	6.9	828
	51～55歳 (1971.5.2～1976.5.1)	800	10	6.9	828
	56～60歳 (1966.5.2～1971.5.1)	800	10	6.9	828
	61～65歳 (1961.5.2～1966.5.1)	800	10	6.9	828
	66～70歳 (1956.5.2～1961.5.1)	800	10	6.9	828

配偶者					
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき			
		月額給付			
		年金原資 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	年金 受取期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取総額 (約 万円)
400	18～35歳 (1991.5.2～2009.5.1)	400	5	6.7	404
	36～40歳 (1986.5.2～1991.5.1)	400	5	6.7	404
	41～45歳 (1981.5.2～1986.5.1)	400	5	6.7	404
	46～50歳 (1976.5.2～1981.5.1)	400	5	6.7	404
	51～55歳 (1971.5.2～1976.5.1)	400	5	6.7	404
	56～60歳 (1966.5.2～1971.5.1)	400	5	6.7	404
	61～65歳 (1961.5.2～1966.5.1)	400	5	6.7	404
	66～70歳 (1956.5.2～1961.5.1)	400	5	6.7	404
200	18～35歳 (1991.5.2～2009.5.1)	200	3	5.5	200
	36～40歳 (1986.5.2～1991.5.1)	200	3	5.5	200
	41～45歳 (1981.5.2～1986.5.1)	200	3	5.5	200
	46～50歳 (1976.5.2～1981.5.1)	200	3	5.5	200
	51～55歳 (1971.5.2～1976.5.1)	200	3	5.5	200
	56～60歳 (1966.5.2～1971.5.1)	200	3	5.5	200
	61～65歳 (1961.5.2～1966.5.1)	200	3	5.5	200
	66～70歳 (1956.5.2～1961.5.1)	200	3	5.5	200

配偶者					
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害のとき			
		月額給付			
		年金原資 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	年金 受取期間 (年)	年金月額 (約 万円)	月額給付 年金受取総額 (約 万円)
100	18～35歳 (1991.5.2～2009.5.1)	100	-	-	-
	36～40歳 (1986.5.2～1991.5.1)	100	-	-	-
	41～45歳 (1981.5.2～1986.5.1)	100	-	-	-
	46～50歳 (1976.5.2～1981.5.1)	100	-	-	-
	51～55歳 (1971.5.2～1976.5.1)	100	-	-	-
	56～60歳 (1966.5.2～1971.5.1)	100	-	-	-
	61～65歳 (1961.5.2～1966.5.1)	100	-	-	-
	66～70歳 (1956.5.2～1961.5.1)	100	-	-	-

・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

保険金のお支払いに関するご注意



ご注意

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
- ・本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者についても同時に脱退となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.78**

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.79**

掛金

- 掛金（単位：円）
- ・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
 - ・また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

本 人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
Z1	15～35歳 (1991.5.2～2012.5.1)	3,877	2,785	8,265	5,910
	36～40歳 (1986.5.2～1991.5.1)	4,927	4,381	10,545	9,360
	41～45歳 (1981.5.2～1986.5.1)	6,481	5,095	13,905	10,905
	46～50歳 (1976.5.2～1981.5.1)	9,253	7,111	19,905	15,270
	51～55歳 (1971.5.2～1976.5.1)	13,957	9,883	30,090	21,270
	56～60歳 (1966.5.2～1971.5.1)	21,055	13,075	45,450	28,185
	61～64歳 (1962.5.2～1966.5.1)	32,143	17,443	69,450	37,635
	65歳 (1961.5.2～1962.5.1)	30,295	16,183	65,445	34,905
	66～70歳 (1956.5.2～1961.5.1)	44,827	21,769	96,900	46,995
Y1	15～35歳 (1991.5.2～2012.5.1)	3,422	2,460	6,612	4,728
	36～40歳 (1986.5.2～1991.5.1)	4,347	3,866	7,733	6,864
	41～45歳 (1981.5.2～1986.5.1)	5,716	4,495	9,270	7,270
	46～50歳 (1976.5.2～1981.5.1)	8,158	6,271	10,616	8,144
	51～55歳 (1971.5.2～1976.5.1)	12,302	8,713	12,036	8,508
	56～60歳 (1966.5.2～1971.5.1)	18,555	11,525	12,120	7,516
	61～64歳 (1962.5.2～1966.5.1)	7,695	4,195	9,260	5,018
	65歳 (1961.5.2～1962.5.1)	7,255	3,895	8,726	4,654
	66～70歳 (1956.5.2～1961.5.1)	5,385	2,640	12,920	6,266

本 人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
V1	15～25歳 (2001.5.2～2012.5.1)	2,258	1,628	7,163	5,122
	26～35歳 (1991.5.2～2001.5.1)	2,457	1,771	7,163	5,122
	36～40歳 (1986.5.2～1991.5.1)	3,686	3,279	7,733	6,864
	41～45歳 (1981.5.2～1986.5.1)	5,609	4,411	8,343	6,543
	46～50歳 (1976.5.2～1981.5.1)	7,041	5,415	9,289	7,126
	51～55歳 (1971.5.2～1976.5.1)	6,741	4,782	10,030	7,090
	56～60歳 (1966.5.2～1971.5.1)	4,655	2,907	9,090	5,637
	61～64歳 (1962.5.2～1966.5.1)	3,875	2,125	9,260	5,018
	65歳 (1961.5.2～1962.5.1)	3,655	1,975	8,726	4,654
T1	66～70歳 (1956.5.2～1961.5.1)	5,385	2,640	12,920	6,266
	15～25歳 (2001.5.2～2012.5.1)	1,530	1,108	4,959	3,546
	26～30歳 (1996.5.2～2001.5.1)	1,775	1,283	4,408	3,152
	31～35歳 (1991.5.2～1996.5.1)	2,048	1,478	3,857	2,758
	36～40歳 (1986.5.2～1991.5.1)	2,364	2,105	4,218	3,744
	41～45歳 (1981.5.2～1986.5.1)	2,580	2,036	4,635	3,635
	46～50歳 (1976.5.2～1981.5.1)	3,012	2,323	5,308	4,072
	51～55歳 (1971.5.2～1976.5.1)	3,200	2,279	6,018	4,254
	56～60歳 (1966.5.2～1971.5.1)	3,105	1,946	6,060	3,758
	61～64歳 (1962.5.2～1966.5.1)	2,347	1,297	9,260	5,018
	65歳 (1961.5.2～1962.5.1)	2,215	1,207	8,726	4,654
	66～70歳 (1956.5.2～1961.5.1)	3,253	1,606	12,920	6,266

「ALPHA」長期家族サポート制度

本 人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
S1	15～35歳 (1991.5.2～2012.5.1)	2,512	1,810	6,061	4,334
	36～40歳 (1986.5.2～1991.5.1)	3,187	2,836	7,030	6,240
	41～45歳 (1981.5.2～1986.5.1)	4,186	3,295	8,343	6,543
	46～50歳 (1976.5.2～1981.5.1)	5,968	4,591	10,616	8,144
	51～55歳 (1971.5.2～1976.5.1)	8,992	6,373	14,042	9,926
	56～60歳 (1966.5.2～1971.5.1)	13,555	8,425	15,150	9,395
	61～64歳 (1962.5.2～1966.5.1)	20,683	11,233	9,260	5,018
	65歳 (1961.5.2～1962.5.1)	19,495	10,423	8,726	4,654
	66～70歳 (1956.5.2～1961.5.1)	28,837	14,014	12,920	6,266
B1	15～25歳 (2001.5.2～2012.5.1)	1,765	1,277	3,857	2,758
	26～35歳 (1991.5.2～2001.5.1)	1,921	1,388	3,857	2,758
	36～40歳 (1986.5.2～1991.5.1)	2,770	2,465	4,218	3,744
	41～45歳 (1981.5.2～1986.5.1)	4,186	3,295	4,635	3,635
	46～50歳 (1976.5.2～1981.5.1)	4,917	3,785	6,635	5,090
	51～55歳 (1971.5.2～1976.5.1)	4,789	3,402	8,024	5,672
	56～60歳 (1966.5.2～1971.5.1)	3,405	2,132	6,060	3,758
	61～64歳 (1962.5.2～1966.5.1)	5,174	2,829	9,260	5,018
	65歳 (1961.5.2～1962.5.1)	4,879	2,628	8,726	4,654
	66～70歳 (1956.5.2～1961.5.1)	7,197	3,519	12,920	6,266

本 人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)		半年払掛金(円)	
		男性	女性	男性	女性
A1	15～25歳 (2001.5.2～2012.5.1)	1,202	874	2,755	1,970
	26～30歳 (1996.5.2～2001.5.1)	1,393	1,010	2,755	1,970
	31～35歳 (1991.5.2～1996.5.1)	1,602	1,160	2,755	1,970
	36～40歳 (1986.5.2～1991.5.1)	1,737	1,549	2,812	2,496
	41～45歳 (1981.5.2～1986.5.1)	1,845	1,459	2,781	2,181
	46～50歳 (1976.5.2～1981.5.1)	2,113	1,635	3,981	3,054
	51～55歳 (1971.5.2～1976.5.1)	2,273	1,623	4,012	2,836
	56～60歳 (1966.5.2～1971.5.1)	2,705	1,698	6,060	3,758
	61～64歳 (1962.5.2～1966.5.1)	4,104	2,249	9,260	5,018
	65歳 (1961.5.2～1962.5.1)	3,871	2,090	8,726	4,654
Z	66～70歳 (1956.5.2～1961.5.1)	5,705	2,795	12,920	6,266
	15～35歳 (1991.5.2～2012.5.1)	3,877	2,785	-	-
	36～40歳 (1986.5.2～1991.5.1)	4,927	4,381	-	-
	41～45歳 (1981.5.2～1986.5.1)	6,481	5,095	-	-
	46～50歳 (1976.5.2～1981.5.1)	9,253	7,111	-	-
	51～55歳 (1971.5.2～1976.5.1)	13,957	9,883	-	-
	56～60歳 (1966.5.2～1971.5.1)	21,055	13,075	-	-
	61～64歳 (1962.5.2～1966.5.1)	32,143	17,443	-	-
	65歳 (1961.5.2～1962.5.1)	30,295	16,183	-	-
	66～70歳 (1956.5.2～1961.5.1)	44,827	21,769	-	-

「ALPHA」長期家族サポート制度

本 人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金 (円)		半年払掛金 (円)	
		男性	女性	男性	女性
Y	15～35歳 (1991.5.2～2012.5.1)	3,422	2,460	-	-
	36～40歳 (1986.5.2～1991.5.1)	4,347	3,866	-	-
	41～45歳 (1981.5.2～1986.5.1)	5,716	4,495	-	-
	46～50歳 (1976.5.2～1981.5.1)	8,158	6,271	-	-
	51～55歳 (1971.5.2～1976.5.1)	12,302	8,713	-	-
	56～60歳 (1966.5.2～1971.5.1)	18,555	11,525	-	-
	61～64歳 (1962.5.2～1966.5.1)	7,695	4,195	-	-
	65歳 (1961.5.2～1962.5.1)	7,255	3,895	-	-
	66～70歳 (1956.5.2～1961.5.1)	5,385	2,640	-	-
V	15～25歳 (2001.5.2～2012.5.1)	2,258	1,628	-	-
	26～35歳 (1991.5.2～2001.5.1)	2,457	1,771	-	-
	36～40歳 (1986.5.2～1991.5.1)	3,686	3,279	-	-
	41～45歳 (1981.5.2～1986.5.1)	5,609	4,411	-	-
	46～50歳 (1976.5.2～1981.5.1)	7,041	5,415	-	-
	51～55歳 (1971.5.2～1976.5.1)	6,741	4,782	-	-
	56～60歳 (1966.5.2～1971.5.1)	4,655	2,907	-	-
	61～64歳 (1962.5.2～1966.5.1)	3,875	2,125	-	-
	65歳 (1961.5.2～1962.5.1)	3,655	1,975	-	-
	66～70歳 (1956.5.2～1961.5.1)	5,385	2,640	-	-

本 人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金 (円)		半年払掛金 (円)	
		男性	女性	男性	女性
T	15～25歳 (2001.5.2～2012.5.1)	1,530	1,108	-	-
	26～30歳 (1996.5.2～2001.5.1)	1,775	1,283	-	-
	31～35歳 (1991.5.2～1996.5.1)	2,048	1,478	-	-
	36～40歳 (1986.5.2～1991.5.1)	2,364	2,105	-	-
	41～45歳 (1981.5.2～1986.5.1)	2,580	2,036	-	-
	46～50歳 (1976.5.2～1981.5.1)	3,012	2,323	-	-
	51～55歳 (1971.5.2～1976.5.1)	3,200	2,279	-	-
	56～60歳 (1966.5.2～1971.5.1)	3,105	1,946	-	-
	61～64歳 (1962.5.2～1966.5.1)	2,347	1,297	-	-
	65歳 (1961.5.2～1962.5.1)	2,215	1,207	-	-
S	66～70歳 (1956.5.2～1961.5.1)	3,253	1,606	-	-
	15～35歳 (1991.5.2～2012.5.1)	2,512	1,810	-	-
	36～40歳 (1986.5.2～1991.5.1)	3,187	2,836	-	-
	41～45歳 (1981.5.2～1986.5.1)	4,186	3,295	-	-
	46～50歳 (1976.5.2～1981.5.1)	5,968	4,591	-	-
	51～55歳 (1971.5.2～1976.5.1)	8,992	6,373	-	-
	56～60歳 (1966.5.2～1971.5.1)	13,555	8,425	-	-
	61～64歳 (1962.5.2～1966.5.1)	20,683	11,233	-	-
	65歳 (1961.5.2～1962.5.1)	19,495	10,423	-	-
	66～70歳 (1956.5.2～1961.5.1)	28,837	14,014	-	-

本 人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金 (円)		半年払掛金 (円)	
		男性	女性	男性	女性
M	15～35歳 (1991.5.2～2012.5.1)	510	380	-	-
	36～40歳 (1986.5.2～1991.5.1)	635	570	-	-
	41～45歳 (1981.5.2～1986.5.1)	820	655	-	-
	46～50歳 (1976.5.2～1981.5.1)	1,150	895	-	-
	51～55歳 (1971.5.2～1976.5.1)	1,710	1,225	-	-
	56～60歳 (1966.5.2～1971.5.1)	2,555	1,605	-	-
	61～64歳 (1962.5.2～1966.5.1)	3,875	2,125	-	-
	65歳 (1961.5.2～1962.5.1)	3,655	1,975	-	-
	66～70歳 (1956.5.2～1961.5.1)	5,385	2,640	-	-
L	15～35歳 (1991.5.2～2012.5.1)	237	185	-	-
	36～40歳 (1986.5.2～1991.5.1)	287	261	-	-
	41～45歳 (1981.5.2～1986.5.1)	361	295	-	-
	46～50歳 (1976.5.2～1981.5.1)	493	391	-	-
	51～55歳 (1971.5.2～1976.5.1)	717	523	-	-
	56～60歳 (1966.5.2～1971.5.1)	1,055	675	-	-
	61～64歳 (1962.5.2～1966.5.1)	1,583	883	-	-
	65歳 (1961.5.2～1962.5.1)	1,495	823	-	-
	66～70歳 (1956.5.2～1961.5.1)	2,187	1,089	-	-

本 人					
申込 コース	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金 (円)		半年払掛金 (円)	
		男性	女性	男性	女性
B	15～25歳 (2001.5.2～2012.5.1)	1,765	1,277	-	-
	26～35歳 (1991.5.2～2001.5.1)	1,921	1,388	-	-
	36～40歳 (1986.5.2～1991.5.1)	2,770	2,465	-	-
	41～45歳 (1981.5.2～1986.5.1)	4,186	3,295	-	-
	46～50歳 (1976.5.2～1981.5.1)	4,917	3,785	-	-
	51～55歳 (1971.5.2～1976.5.1)	4,789	3,402	-	-
	56～60歳 (1966.5.2～1971.5.1)	3,405	2,132	-	-
	61～64歳 (1962.5.2～1966.5.1)	5,174	2,829	-	-
	65歳 (1961.5.2～1962.5.1)	4,879	2,628	-	-
	66～70歳 (1956.5.2～1961.5.1)	7,197	3,519	-	-
A	15～25歳 (2001.5.2～2012.5.1)	1,202	874	-	-
	26～30歳 (1996.5.2～2001.5.1)	1,393	1,010	-	-
	31～35歳 (1991.5.2～1996.5.1)	1,602	1,160	-	-
	36～40歳 (1986.5.2～1991.5.1)	1,737	1,549	-	-
	41～45歳 (1981.5.2～1986.5.1)	1,845	1,459	-	-
	46～50歳 (1976.5.2～1981.5.1)	2,113	1,635	-	-
	51～55歳 (1971.5.2～1976.5.1)	2,273	1,623	-	-
	56～60歳 (1966.5.2～1971.5.1)	2,705	1,698	-	-
	61～64歳 (1962.5.2～1966.5.1)	4,104	2,249	-	-
	65歳 (1961.5.2～1962.5.1)	3,871	2,090	-	-
	66～70歳 (1956.5.2～1961.5.1)	5,705	2,795	-	-

配偶者			
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)	
		男性	女性
1,000	18～35歳 (1991.5.2～2009.5.1)	830	560
	36～40歳 (1986.5.2～1991.5.1)	1,040	900
	41～45歳 (1981.5.2～1986.5.1)	1,390	1,070
	46～50歳 (1976.5.2～1981.5.1)	2,010	1,540
	51～55歳 (1971.5.2～1976.5.1)	3,050	2,150
	56～60歳 (1966.5.2～1971.5.1)	4,620	2,840
	61～65歳 (1961.5.2～1966.5.1)	7,200	3,840
	66～70歳 (1956.5.2～1961.5.1)	10,660	5,170
800	18～35歳 (1991.5.2～2009.5.1)	664	448
	36～40歳 (1986.5.2～1991.5.1)	832	720
	41～45歳 (1981.5.2～1986.5.1)	1,112	856
	46～50歳 (1976.5.2～1981.5.1)	1,608	1,232
	51～55歳 (1971.5.2～1976.5.1)	2,440	1,720
	56～60歳 (1966.5.2～1971.5.1)	3,696	2,272
	61～65歳 (1961.5.2～1966.5.1)	5,760	3,072
	66～70歳 (1956.5.2～1961.5.1)	8,528	4,136
400	18～35歳 (1991.5.2～2009.5.1)	332	224
	36～40歳 (1986.5.2～1991.5.1)	416	360
	41～45歳 (1981.5.2～1986.5.1)	556	428
	46～50歳 (1976.5.2～1981.5.1)	804	616
	51～55歳 (1971.5.2～1976.5.1)	1,220	860
	56～60歳 (1966.5.2～1971.5.1)	1,848	1,136
	61～65歳 (1961.5.2～1966.5.1)	2,880	1,536
	66～70歳 (1956.5.2～1961.5.1)	4,264	2,068

配偶者			
申込 金額(万円)	年齢【保険年齢】 (生年月日)	月払掛金(円)	
		男性	女性
200	18～35歳 (1991.5.2～2009.5.1)	166	112
	36～40歳 (1986.5.2～1991.5.1)	208	180
	41～45歳 (1981.5.2～1986.5.1)	278	214
	46～50歳 (1976.5.2～1981.5.1)	402	308
	51～55歳 (1971.5.2～1976.5.1)	610	430
	56～60歳 (1966.5.2～1971.5.1)	924	568
	61～65歳 (1961.5.2～1966.5.1)	1,440	768
	66～70歳 (1956.5.2～1961.5.1)	2,132	1,034
100	18～35歳 (1991.5.2～2009.5.1)	83	56
	36～40歳 (1986.5.2～1991.5.1)	104	90
	41～45歳 (1981.5.2～1986.5.1)	139	107
	46～50歳 (1976.5.2～1981.5.1)	201	154
	51～55歳 (1971.5.2～1976.5.1)	305	215
	56～60歳 (1966.5.2～1971.5.1)	462	284
	61～65歳 (1961.5.2～1966.5.1)	720	384
	66～70歳 (1956.5.2～1961.5.1)	1,066	517

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 記載の掛金には、保険料に加えて右記の制度運営費が含まれています。本人：月払55円

保険年齢71歳以上の保障内容・掛金

本 人													
申込 コース	年齢 【保険年齢】 (生年月日)	死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき								月払掛金		ボーナス掛金	
		月額給付				ボーナス給付(年2回)				男性	女性	男性	女性
		年金原資 【死亡・ 高度障害】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	年金 月額 (約 万円)	月額給付 年金受取 総額 (約 万円)	年金原資 【死亡・ 高度障害】 (万円)	年金 受取 期間 (年)	ボーナス 給付額 (約 万円)	ボーナス 給付年金 受取総額 (約 万円)				
Z1、 Y1、 V1、 T1、 S1、 B1、 A1	71歳 (1955.5.2～ 1956.5.1)	100	3	2.7	100	50	3	8.3	50	1,450	739	4,227	2,073
	72歳 (1954.5.2～ 1955.5.1)									1,599	817	4,679	2,309
	73歳 (1953.5.2～ 1954.5.1)									1,770	909	5,197	2,588
	74歳 (1952.5.2～ 1953.5.1)									1,969	1,009	5,800	2,891
	75歳 (1951.5.2～ 1952.5.1)									2,204	1,119	6,512	3,224
	76歳 (1950.5.2～ 1951.5.1)									2,481	1,243	7,351	3,600
	77歳 (1949.5.2～ 1950.5.1)									2,809	1,387	8,345	4,036
	78歳 (1948.5.2～ 1949.5.1)									3,195	1,561	9,514	4,563
	79歳 (1947.5.2～ 1948.5.1)									3,640	1,771	10,863	5,200
	80歳 (1946.5.2～ 1947.5.1)									4,144	2,024	12,390	5,966
Z、 Y、 V、 T、 S、 M、 L、 B、 A	71歳 (1955.5.2～ 1956.5.1)	100	3	2.7	100	—	—	—	—	1,450	739	—	—
	72歳 (1954.5.2～ 1955.5.1)									1,599	817	—	—
	73歳 (1953.5.2～ 1954.5.1)									1,770	909	—	—
	74歳 (1952.5.2～ 1953.5.1)									1,969	1,009	—	—
	75歳 (1951.5.2～ 1952.5.1)									2,204	1,119	—	—
	76歳 (1950.5.2～ 1951.5.1)									2,481	1,243	—	—
	77歳 (1949.5.2～ 1950.5.1)									2,809	1,387	—	—
	78歳 (1948.5.2～ 1949.5.1)									3,195	1,561	—	—
	79歳 (1947.5.2～ 1948.5.1)									3,640	1,771	—	—
	80歳 (1946.5.2～ 1947.5.1)									4,144	2,024	—	—

配偶者												
申込 金額(万円) ＜保険金額＞	死亡・高度 障害のとき 【死亡・ 高度障害 保険金】 (万円)	性別	月払掛金(円)									
			年齢【保険年齢】(生年月日)									
			71歳	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳
			(1955.5.2～ 1956.5.1)	(1954.5.2～ 1955.5.1)	(1953.5.2～ 1954.5.1)	(1952.5.2～ 1953.5.1)	(1951.5.2～ 1952.5.1)	(1950.5.2～ 1951.5.1)	(1949.5.2～ 1950.5.1)	(1948.5.2～ 1949.5.1)	(1947.5.2～ 1948.5.1)	(1946.5.2～ 1947.5.1)
100	100	男性	1,395	1,544	1,715	1,914	2,149	2,426	2,754	3,140	3,585	4,089
		女性	684	762	854	954	1,064	1,188	1,332	1,506	1,716	1,969

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- 記載の掛金には、保険料に加えて右記の制度運営費が含まれています。本人：月払55円

長期休職
への備え意向確認
ご加入前
のご確認

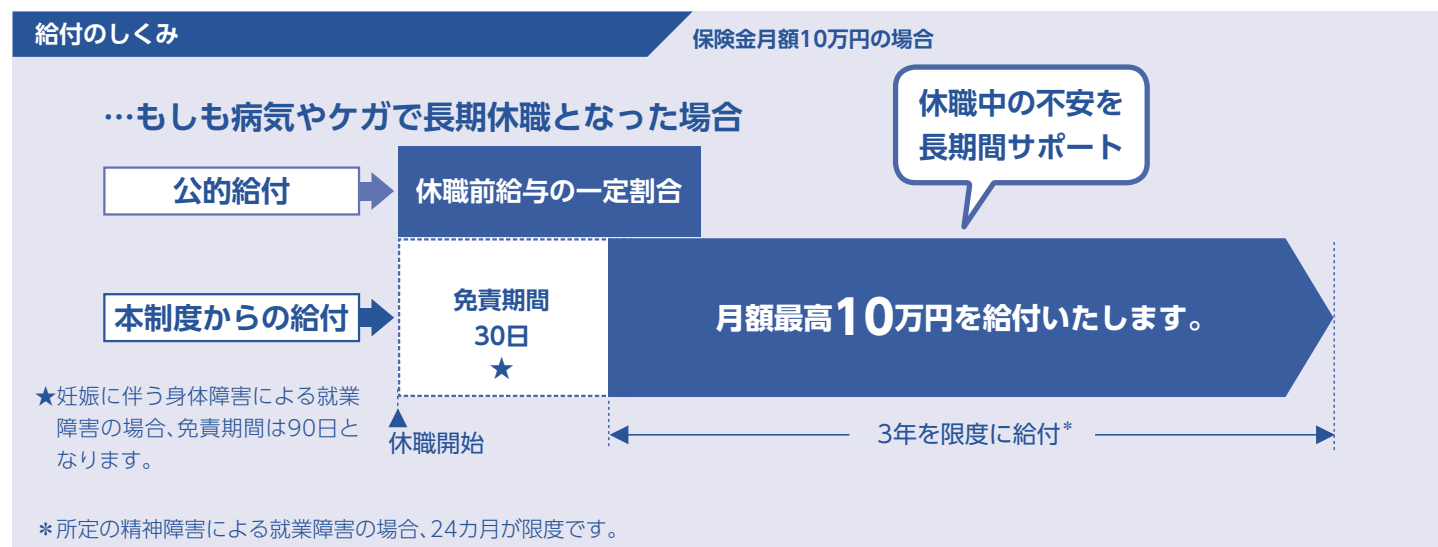
ステップALPHAは、傷害または疾病（あわせて以下「身体障害」といいます。）により就業障害となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2026年11月1日(日)～2027年10月31日(日)

加入対象者 **本人**

保障内容等(契約概要部分)・掛金

- 病気やケガにより所定の就業障害が免責期間を超えて継続したとき、
保険金をお支払いします。^(注)
(注) 免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。
- 就業障害が継続する限り、補償対象期間を限度に、保険金をお支払いします。
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。



●月額掛金 (単位：円)

● 掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

年齢 【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	男 性		女 性	
			保険金月額 5万円 Aコース	保険金月額 10万円 Bコース	保険金月額 5万円 Aコース	保険金月額 10万円 Bコース
15～24歳 (2001.11.2～2011.10.31)	30日 ★	3年	285	570	222	443
25～29歳 (1996.11.2～2001.11.1)			315	629	325	651
30～34歳 (1991.11.2～1996.11.1)			361	722	421	841
35～39歳 (1986.11.2～1991.11.1)			438	876	573	1,147
40～44歳 (1981.11.2～1986.11.1)			598	1,197	696	1,393
45～49歳 (1976.11.2～1981.11.1)			878	1,756	984	1,969
50～54歳 (1971.11.2～1976.11.1)			1,188	2,375	1,282	2,564
55～59歳 (1966.11.2～1971.11.1)			1,720	3,439	1,710	3,420
60～64歳 (1961.11.2～1966.11.1)	30日 ★	3年	2,633	5,266	2,387	4,774
65歳 (1961.5.2～1961.11.1)			3,729	7,457	3,128	6,255

★妊娠に伴う身体障害による就業障害の場合、免責期間は90日となります。

- 記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 掛金は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.88**



保険期間 2026年11月1日(日)～2027年10月31日(日)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

保障内容等(契約概要部分)・掛金

- 急激かつ偶然な外来の事故による傷害(ケガ)を補償します。
- 入院保険金や通院保険金は、1日目からお支払いの対象となります。
- 日常生活において偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったりして法律上の損害賠償責任を負った場合、保険金をお支払いします。
- 国内において、被保険者が被った身体の障害、財物の損壊・盗取、被保険者に発生した人格権侵害^(注*)による精神的苦痛に関する紛争について、弁護士費用等・法律相談費用を負担した場合、保険金をお支払いします。

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、事故担当窓口を通じて明治安田損保へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた明治安田損保が、日本弁護士連合会を通じて弁護士紹介を依頼し、各地の弁護士会がお客さまに弁護士をご紹介します。

(注*) 人格権侵害は、被保険者が、不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉棄損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為またはいじめもしくは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ることをいいます。また、警察等の公的機関、学校もしくは企業等の相談窓口等への届出を行ない、その事実を客観的に証明できるものに限りします。

こんな時に補償されます。



車にはねられケガをした



階段でころんでケガをした



自転車乗車中に他人にケガをさせた(仕事上の事故を除く)



歩行中に自転車事故の被害にあい、弁護士費用を負担した

意向確認
ご加入前
のご確認

グループ保険〈ケガ給付〉は、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをした場合の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

・掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

(単位：円)

補償概要・補償項目		本 人			本 人・配偶者・子ども	配偶者	子ども
		Aコース	Dコース	Fコース	Eコース	Bコース	Cコース
傷 害	傷害により、死亡した場合 [死亡保険金]	200万円	200万円	—	—	200万円	200万円
	傷害により、所定の後遺障害が生じた場合 〈程度により〉 [後遺障害保険金]	8～ 200万円	8～ 200万円	—	—	8～ 200万円	8～ 200万円
	傷害により、入院した場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の入院について) [入院保険金]	日額 3,000円	日額 3,000円	—	—	日額 3,000円	日額 3,000円
	傷害により、所定の手術を受けた場合 (ただし、1事故につき手術1回が限度)〈状況により〉 [手術保険金]	1.5または 3万円	1.5または 3万円	—	—	1.5または 3万円	1.5または 3万円
	傷害により、通院し医師の治療を受けた場合 (事故発生の日からその日を含めて 180日以内の通院について、90日限度) [通院保険金]	日額 2,000円	日額 2,000円	日額 1,500円	日額 1,500円	日額 2,000円	日額 2,000円
	他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして 法律上の賠償責任を負った場合 [賠償責任保険金]	—	10,000万円 (注▲)	10,000万円 (注▲)	—	—	—
国内において、被保険者が被った 身体の障害、財物の損壊・盗取、 被保険者に発生した人格権侵害 (注*)による精神的苦痛に関する 紛争について、弁護士費用等・ 法律相談費用を負担した場合		[弁護士 費用等保険金]	—	300万円 (注◎)	300万円 (注◎)	—	—
		[法律相談 費用保険金]	—	10万円 (注◎)	10万円 (注◎)	—	—
月 額 掛 金		800	930	450	320	800	800

(注▲) 賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含みます(未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。)

・配偶者 ・本人またはその配偶者の同居の親族 ・本人またはその配偶者の別居の未婚の子
なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。

また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注◎) 弁護士費用等保険金・法律相談費用保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。

・配偶者 ・本人またはその配偶者の同居の親族 ・本人またはその配偶者の別居の未婚の子
なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。

また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。

P.79

病気・ケガ
への備え三大疾病・
介護等への備え意向確認
ご加入前
のご確認

【基本型】は、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。【充実型】は、所定の病気により入院したり手術を受けたとき等の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2026年11月1日(日)～2027年10月31日(日)

保障内容等(契約概要部分)

【基本型】

加入対象者

本人

配偶者

子ども

- 病気・ケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

保障内容	本 人		本 人・配偶者	本 人・配偶者・子ども
	10,000円 コース	8,000円 コース	5,000円 コース	3,000円 コース
病気やケガで、継続して2日以上入院したとき [入院給付金]	日額10,000円 ×入院日数	日額8,000円 ×入院日数	日額5,000円 ×入院日数	日額3,000円 ×入院日数

●給付金の受取人は次の通りです。
入院給付金：主契約の被保険者

保険金・給付金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.81

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。P.82

【充実型】

加入対象者

本人

配偶者

本人・配偶者の親(親介護部分のみ)

- 所定の病気により入院した場合、入院保険金を1日目からお支払いします。
 - 病気やケガにより所定の手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。
 - 所定の要介護状態になった場合、介護保険金をお支払いします。
 - 三大疾病(所定の悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)による入院の場合は、入院初日から支払い日数無制限。
 - 三大疾病・所定の生活習慣病で所定の手術のときは、疾病手術保険金と併せてお支払いします。
- +
- 親介護部分をセットすると、親が所定の要介護状態になった場合、親介護保険金をお支払いします。(1回が限度です。)

保障内容	本 人		本 人・配偶者	
	10,000円 Uコース	8,000円 Tコース	5,000円 Sコース	3,000円 Rコース
三大疾病・所定の生活習慣病の治療を 目的として1日以上入院したとき [三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病入院保険金]	日額10,000円 ×入院日数	日額8,000円 ×入院日数	日額5,000円 ×入院日数	日額3,000円 ×入院日数
病気やケガの治療を直接の目的として 所定の手術を受けたとき [疾病・傷害手術保険金]	手術の種類に応じて 10・20・40万円	手術の種類に応じて 8・16・32万円	手術の種類に応じて 5・10・20万円	手術の種類に応じて 3・6・12万円
三大疾病・所定の生活習慣病の治療を 直接の目的として所定の手術を受けたとき [三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病手術保険金]	手術の種類に応じて 10・20・40万円	手術の種類に応じて 8・16・32万円	手術の種類に応じて 5・10・20万円	手術の種類に応じて 3・6・12万円
所定の要介護状態になったとき [介護保険金]	100万円 (1回を限度)	100万円 (1回を限度)	100万円 (1回を限度)	100万円 (1回を限度)

親介護部分をセットすることができます。

親 介 護 部 分	保障内容	Xコース	Qコース	Pコース
	親が所定の要介護状態になったとき [親介護保険金]	親介護保険金額 300万円 (1回を限度)	親介護保険金額 200万円 (1回を限度)	親介護保険金額 100万円 (1回を限度)

(注) 生保部分と損保部分では、対象となる手術の範囲や給付倍率が異なります。したがって、三大疾病・所定の生活習慣病で所定の手術を受けたときでも、いずれか一方からのみの給付となる場合や給付金額が異なる場合があります。

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。P.85

掛金

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 掛金は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 配偶者の加入年齢は満18歳からになります。

【基本型】

●月額掛金（単位：円）

- 記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人		本 人・配偶者	
	10,000円 コース	8,000円 コース	5,000円 コース	3,000円 コース
15～20歳 (2006.5.2～2012.5.1)	2,200	1,760	1,100	660
21～25歳 (2001.5.2～2006.5.1)	2,750	2,200	1,375	825
26～30歳 (1996.5.2～2001.5.1)	3,110	2,488	1,555	933
31～35歳 (1991.5.2～1996.5.1)	3,240	2,592	1,620	972
36～40歳 (1986.5.2～1991.5.1)	3,290	2,632	1,645	987
41～45歳 (1981.5.2～1986.5.1)	3,650	2,920	1,825	1,095
46～50歳 (1976.5.2～1981.5.1)	4,280	3,424	2,140	1,284
51～55歳 (1971.5.2～1976.5.1)	5,450	4,360	2,725	1,635
56～60歳 (1966.5.2～1971.5.1)	7,060	5,648	3,530	2,118
61～65歳 (1961.5.2～1966.5.1)	9,680	7,744	4,840	2,904
66～69歳 (1957.5.2～1961.5.1)	13,660	10,928	6,830	4,098

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	こども
	3,000円 コース
3～22歳 (2004.5.2～2024.5.1)	681

- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

【充実型】

●月額掛金（単位：円）

- <入院保険金日額・手術基準日額：10,000円・8,000円・5,000円・3,000円、介護保険金額：全コース一律100万円>
- 掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人		本 人・配偶者	
	10,000円 Uコース	8,000円 Tコース	5,000円 Sコース	3,000円 Rコース
15歳 (2011.5.2～2012.5.1)	750	620	380	240
16～20歳 (2006.5.2～2011.5.1)	820	670	410	260
21～25歳 (2001.5.2～2006.5.1)	840	690	430	270
26～30歳 (1996.5.2～2001.5.1)	950	770	480	310
31～35歳 (1991.5.2～1996.5.1)	1,000	800	500	320
36～40歳 (1986.5.2～1991.5.1)	1,010	800	510	340
41～45歳 (1981.5.2～1986.5.1)	1,060	860	550	340
46～50歳 (1976.5.2～1981.5.1)	1,260	1,010	640	420
51～55歳 (1971.5.2～1976.5.1)	2,030	1,640	1,060	660
56～60歳 (1966.5.2～1971.5.1)	3,000	2,410	1,550	990
61～65歳 (1961.5.2～1966.5.1)	4,450	3,600	2,360	1,510
66～69歳 (1957.5.2～1961.5.1)	6,280	5,130	3,410	2,250

親介護部分

(単位：円) <親介護保険金額：300万円・200万円・100万円>

親の年齢 【保険年齢】 (生年月日)	30～35歳 (1991.5.2 ～ 1997.5.1)	36～40歳 (1986.5.2 ～ 1991.5.1)	41～45歳 (1981.5.2 ～ 1986.5.1)	46～50歳 (1976.5.2 ～ 1981.5.1)	51～55歳 (1971.5.2 ～ 1976.5.1)	56～60歳 (1966.5.2 ～ 1971.5.1)	61～65歳 (1961.5.2 ～ 1966.5.1)	66～70歳 (1956.5.2 ～ 1961.5.1)	71～75歳 (1951.5.2 ～ 1956.5.1)	76～80歳 (1946.5.2 ～ 1951.5.1)	81～85歳 (1941.5.2 ～ 1946.5.1)
300万円 Xコース	10	10	40	80	170	350	750	1,560	3,320	7,070	15,030
200万円 Qコース	10	10	30	50	110	240	500	1,040	2,210	4,710	10,020
100万円 Pコース	10	10	10	30	60	120	250	520	1,110	2,360	5,010



病気・ケガ
への備え

意向確認

ご加入前
のご確認

メディカルケアは、病気・ケガを直接の原因とする入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2026年11月1日(日)～2027年10月31日(日)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

保障内容等(契約概要部分)

- **病気・ケガで1日以上入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払いします。**

【基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約】

・「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

支援給付金

保障内容		本 人・配偶者		本 人・配偶者・子ども
		5万円	3万円	1万円
基本保障	病気・ケガで入院したとき (1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降30日ごとに1回) ＜治療支援給付特約＞ [入院支援給付金]	支援給付金額 5万円	支援給付金額 3万円	支援給付金額 1万円
基本保障	「入院を伴わない」手術を受けたとき (診療報酬点数合計2,000点以上) ＜治療支援給付特約＞ [外来手術給付金]	手術1回につき 支援給付金額 5万円	手術1回につき 支援給付金額 3万円	手術1回につき 支援給付金額 1万円
基本保障	「入院を伴わない」放射線治療を受けたとき ＜治療支援給付特約＞ [外来放射線治療給付金]	放射線治療1回につき 支援給付金額 5万円	放射線治療1回につき 支援給付金額 3万円	放射線治療1回につき 支援給付金額 1万円
基本保障	先進医療による療養を受けたとき (入院を伴わない場合も対象) ＜先進医療給付特約＞ [先進医療給付金]	先進医療の技術にかかわる費用と同額		

●給付金の受取人は次の通りです。

各給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.82**

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.84**

加入取扱いに関するご注意



ご注意

- 本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・子どもは同時に特約から脱退となります。

掛金

●月額掛金 (単位：円)

＜基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約＞

- ・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

＜支援給付金額5万円・3万円・1万円＞

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者					
	基本保障					
	男性			女性		
	5万円	3万円	1万円	5万円	3万円	1万円
15～20歳 (2006.5.2～2012.5.1)	565	369	173	455	303	151
21～25歳 (2001.5.2～2006.5.1)	490	324	158	650	420	190
26～30歳 (1996.5.2～2001.5.1)	505	333	161	890	564	238
31～35歳 (1991.5.2～1996.5.1)	540	354	168	1,000	630	260
36～40歳 (1986.5.2～1991.5.1)	660	426	192	980	618	256
41～45歳 (1981.5.2～1986.5.1)	805	513	221	955	603	251
46～50歳 (1976.5.2～1981.5.1)	1,045	657	269	1,045	657	269
51～55歳 (1971.5.2～1976.5.1)	1,350	840	330	1,175	735	295
56～60歳 (1966.5.2～1971.5.1)	1,840	1,134	428	1,380	858	336
61～65歳 (1961.5.2～1966.5.1)	2,475	1,515	555	1,715	1,059	403
66～69歳 (1957.5.2～1961.5.1)	2,870	1,752	634	2,160	1,326	492

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	こども	
	基本保障	
	1万円	
3～22歳 (2004.5.2～2024.5.1)	197	



重い病気
への備え

意向確認

ご加入前
のご確認

重病克服保険は、所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために所定の手術を受けられたときの保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2026年11月1日(日)～2027年10月31日(日)

加入対象者 **本人** **配偶者**

保障内容等(契約概要部分)

「健康情報活用商品」には **健活** のマークがついています。詳細は「健康情報活用商品について」のページをご参照ください。

- 死亡・所定の高度障害に対して保険金が支払われます。
- 7大疾病および上皮内新生物に対する治療費として、保険金が支払われます。
※特約の付加により保障内容が異なります。
- 健康診断結果に応じて、保険料の一部をキャッシュバックする場合があります。

保障区分	保障内容	本人・配偶者		
		500万円	300万円	100万円
主契約	● 所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき	500万円	300万円	100万円
	〔特定疾病保険金〕（※1）			
	● 死亡・所定の高度障害状態のとき			
7大疾病保障特約	● 所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ● 急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき	250万円	150万円	50万円
	〔7大疾病保険金〕（※2）			
	● 所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき			
がん・上皮内新生物保障特約	〔がん・上皮内新生物保険金〕（※2）	50万円	30万円	10万円



ご注意

（※1）特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
（※2）7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。

保険金ごとの保障イメージ <お申込金額500万円の場合>

		〈主契約〉	〈7大疾病保障特約〉	〈がん・上皮内新生物保障特約〉	特約を付加した場合の合計受取額
		特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金 500万円	7大疾病保険金 250万円 主契約の5割	がん・上皮内新生物保険金 50万円 主契約の1割	
特定疾病の保障	死亡・高度障害	●			▶ 500万円
	悪性新生物（がん） ^{（注）}	●	●	●	▶ 800万円
	急性心筋梗塞	●	●		▶ 750万円
	脳卒中	●	●		
7大疾病の保障 ※特約を付加した場合	重度の糖尿病		●		▶ 250万円
	重度の高血圧性疾患		●		
	慢性腎不全		●		
	肝硬変		●		
上皮内新生物				●	▶ 50万円

（注）特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。
がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

- 保険金受取人は次の通りです。
死亡保険金：被保険者が指定した方
上記以外の保険金：被保険者
- 本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。
ただし、保険金の支払いによって本人が主契約または特約から脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項



ご注意

- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

保険金のお支払いに関するご注意

 **ご注意** 被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病		お支払事由	お支払対象と ならない疾病例 ^{※1}
特定疾病保険金	●悪性新生物 (がん)	加入日前を含めてはじめて ^{※2} 悪性新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物 ^{※4} ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、急性心筋梗塞を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{※6} が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
	●脳卒中 (くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、脳卒中を発病 ^{※5} し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術 ^{※7} を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
7大疾病保険金 ^{※13} ^{※14}	●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、糖尿病を発病 ^{※5} し、医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン療法 ^{※8} を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患 (高血圧性網膜症)	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、高血圧性疾患を発病 ^{※5} し、その疾病により高血圧性網膜症 ^{※9} であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法 ^{※10} を開始したとき	
	●肝硬変	加入日以後に発病した疾病 ^{※5} を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき ^{※11}	
がん・上皮内新生物保険金		加入日前を含めてはじめて ^{※12} 悪性新生物・上皮内新生物と診断確定 ^{※3} されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	
死亡保険金		死亡されたとき	
高度障害保険金		加入日以後に発生した傷害または疾病 ^{※5} により所定の高度障害状態になられたとき	

- ※1 お支払対象とならない疾病には、前記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限り、ります。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。
- ※14 7大疾病保険金のお支払いはいずれかの疾病について1回のみです。

「所定の高度障害状態」については、参照ページをご覧ください。  **P.77**

約款規定については、参照ページをご確認ください。  **P.91**

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。  **P.87**

- <保険金等を受け取った場合の税務申告上の留意事項>
- ・所得税の医療費控除を申告される際には、実際に支払った医療費から受け取られた保険金等の金額を差し引くことが必要な場合があります。
 - ・税務上の取扱いについては本パンフレット作成時点の税制に基づくものであり、今後、税制の変更に伴い取扱いが変わる場合があります。個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

掛金

●月額掛金（単位：円）　　＜保険期間１年、集団扱月払、主契約保険金額500万円・300万円・100万円＞

- ・記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。

男性									
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本　人・配偶者								
	500万円			300万円			100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	500万円	250万円	50万円	300万円	150万円	30万円	100万円	50万円	10万円
15歳 (2011.5.2～ 2012.5.1)	585	250	60	351	150	36	117	50	12
16～20歳 (2006.5.2～ 2011.5.1)	790	325	65	474	195	39	158	65	13
21～25歳 (2001.5.2～ 2006.5.1)	1,045	350	65	627	210	39	209	70	13
26～30歳 (1996.5.2～ 2001.5.1)	1,070	400	70	642	240	42	214	80	14
31～35歳 (1991.5.2～ 1996.5.1)	1,315	525	80	789	315	48	263	105	16
36～40歳 (1986.5.2～ 1991.5.1)	1,770	675	100	1,062	405	60	354	135	20
41～45歳 (1981.5.2～ 1986.5.1)	2,440	975	150	1,464	585	90	488	195	30
46～50歳 (1976.5.2～ 1981.5.1)	4,055	1,700	235	2,433	1,020	141	811	340	47
51～55歳 (1971.5.2～ 1976.5.1)	6,710	2,700	360	4,026	1,620	216	1,342	540	72
56～60歳 (1966.5.2～ 1971.5.1)	10,490	4,600	620	6,294	2,760	372	2,098	920	124
61～65歳 (1961.5.2～ 1966.5.1)	16,335	7,325	1,135	9,801	4,395	681	3,267	1,465	227
66～70歳 (1956.5.2～ 1961.5.1)	24,170	10,575	1,740	14,502	6,345	1,044	4,834	2,115	348

女性									
年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本　人・配偶者								
	500万円			300万円			100万円		
	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約	主契約	7大疾病 保障特約	がん・ 上皮内 新生物 保障特約
	500万円	250万円	50万円	300万円	150万円	30万円	100万円	50万円	10万円
15歳 (2011.5.2～ 2012.5.1)	560	275	60	336	165	36	112	55	12
16～20歳 (2006.5.2～ 2011.5.1)	665	325	75	399	195	45	133	65	15
21～25歳 (2001.5.2～ 2006.5.1)	790	375	125	474	225	75	158	75	25
26～30歳 (1996.5.2～ 2001.5.1)	995	500	160	597	300	96	199	100	32
31～35歳 (1991.5.2～ 1996.5.1)	1,405	725	225	843	435	135	281	145	45
36～40歳 (1986.5.2～ 1991.5.1)	2,050	1,100	305	1,230	660	183	410	220	61
41～45歳 (1981.5.2～ 1986.5.1)	2,980	1,825	400	1,788	1,095	240	596	365	80
46～50歳 (1976.5.2～ 1981.5.1)	3,750	2,375	500	2,250	1,425	300	750	475	100
51～55歳 (1971.5.2～ 1976.5.1)	4,895	3,025	515	2,937	1,815	309	979	605	103
56～60歳 (1966.5.2～ 1971.5.1)	6,025	4,025	595	3,615	2,415	357	1,205	805	119
61～65歳 (1961.5.2～ 1966.5.1)	8,540	4,775	805	5,124	2,865	483	1,708	955	161
66～70歳 (1956.5.2～ 1961.5.1)	11,270	6,375	905	6,762	3,825	543	2,254	1,275	181

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- ・65歳以下の方が、特約を新規付加することができます。
- ・配偶者の加入年齢は満18歳からになります。

【参考】月額合計掛金(単位：円)＜保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額300万円＞(主契約+7大疾病保障特約+がん・上皮内新生物保障特約)

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者	
	300万円	
	男性	女性
15歳 (2011.5.2～2012.5.1)	537	537
16～20歳 (2006.5.2～2011.5.1)	708	639
21～25歳 (2001.5.2～2006.5.1)	876	774
26～30歳 (1996.5.2～2001.5.1)	924	993
31～35歳 (1991.5.2～1996.5.1)	1,152	1,413
36～40歳 (1986.5.2～1991.5.1)	1,527	2,073
41～45歳 (1981.5.2～1986.5.1)	2,139	3,123
46～50歳 (1976.5.2～1981.5.1)	3,594	3,975
51～55歳 (1971.5.2～1976.5.1)	5,862	5,061
56～60歳 (1966.5.2～1971.5.1)	9,426	6,387
61～65歳 (1961.5.2～1966.5.1)	14,877	8,472
66～70歳 (1956.5.2～1961.5.1)	21,891	11,130

- 記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。
- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- 65歳以下の方が、特約を新規付加することができます。
- 配偶者の加入年齢は満18歳からになります。
- 主契約・各特約の掛金(合計掛金の内訳)については、P69～70をご参照ください。

治療費や生活費の一部として、多様な受取り方を選択できます。

●「重病克服保険 500万円コース」受取イメージ

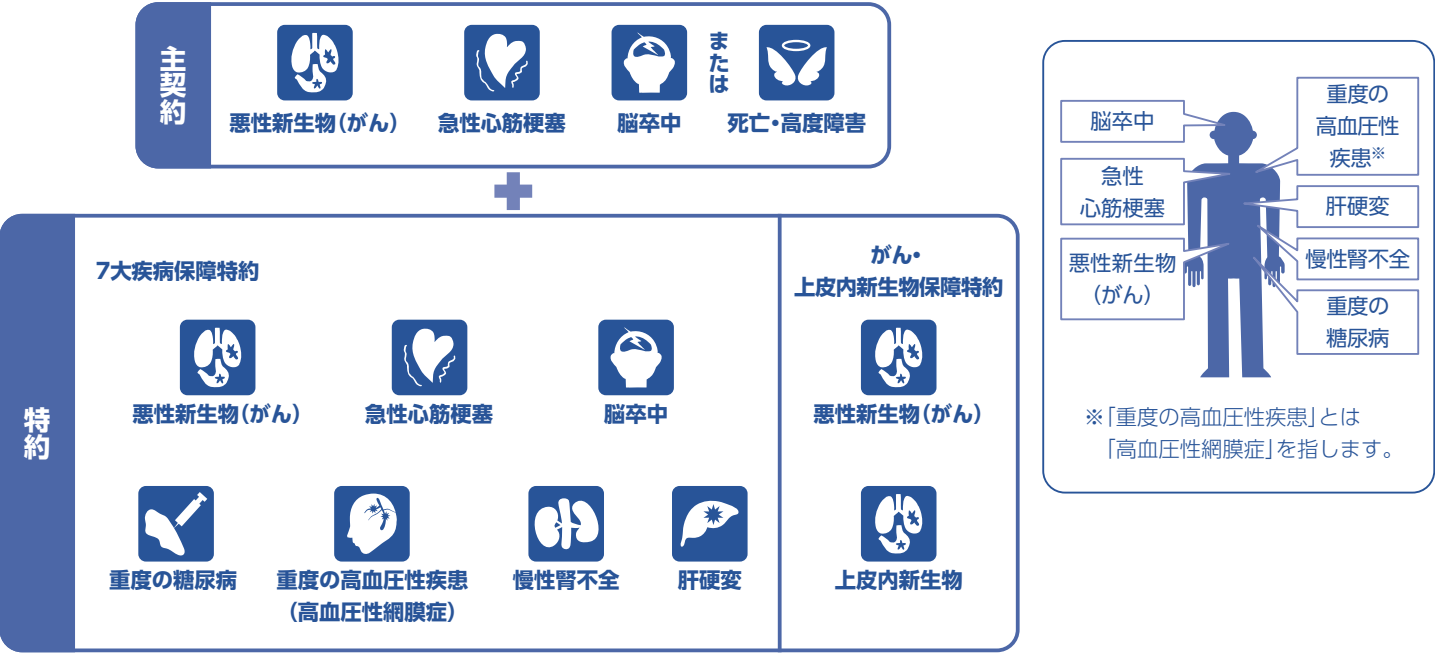
1) 「一時金」受取 一時金 500万円	2) 「一時金+年金」受取 一時金 200万円 + 月額 約5万円×5年間 年金原資300万円
3) 「年金」受取 月額 約4.3万円×10年間 年金原資500万円	※年金額は「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。

1. 年金の種類と型

2. 配当金

3. 年金受取人
- 年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただけます。(定額型確定年金です)
- 年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
- 保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。
- 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
- 年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
4. 年金のお支払い
- 年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。
- 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。
- 無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部。7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部
5. 年金払の対象となる保険金
- ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。
- この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。

特約を付加した場合、重病克服保険のお支払い範囲が拡大します！





意向確認
ご加入前
のご確認

退職後継続保障保険は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

保険期間 2026年11月1日(日)からご加入者が保険年齢70歳になられた直後の契約応当日の前日まで(注)
加入対象者 **本人** **配偶者**

新規加入はできません。現在の加入者のみの継続となります。加入者の変更(増額・減額・脱退)は可能です。

保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- 保険年齢70歳までの保障が準備できます。^(注)
- 保険期間中に途中で解約(脱退)した場合は、解約返戻金をお支払いする場合があります。

保障内容	本 人・配偶者	
	300万円	500万円
死亡または所定の高度障害状態になったとき	300万円	または 500万円
[死亡・高度障害保険金]		

(注) ご退職等により被保険者が契約者となった場合、保険期間満了後は80歳まで自動更新の取扱いとなります。
更新後の保険料は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

- 保険金受取人は次の通りです。
死亡保険金：被保険者が指定した方
高度障害保険金：被保険者
- 本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。ただし、保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。



約款規定については、参照ページをご確認ください。



掛金

●月額掛金 (単位：円) <保険期間70歳満了、集団扱月払、保険金額300万円・500万円>

- 記載の掛金は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される掛金は記載の掛金と異なる場合があります。
- また、今後の基礎率などの改定により掛金は改定されることがあります。
(既加入の方の掛金は、ご加入時の年齢および保険料率が適用されます。)

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性		女性	
	本 人・配偶者		本 人・配偶者	
	300万円 コース	500万円 コース	300万円 コース	500万円 コース
15歳(2011.5.2～2012.5.1)	1,029	1,715	672	1,120
16歳(2010.5.2～2011.5.1)	1,044	1,740	681	1,135
17歳(2009.5.2～2010.5.1)	1,065	1,775	690	1,150
18歳(2008.5.2～2009.5.1)	1,086	1,810	702	1,170
19歳(2007.5.2～2008.5.1)	1,104	1,840	714	1,190
20歳(2006.5.2～2007.5.1)	1,125	1,875	723	1,205
21歳(2005.5.2～2006.5.1)	1,143	1,905	735	1,225
22歳(2004.5.2～2005.5.1)	1,164	1,940	747	1,245
23歳(2003.5.2～2004.5.1)	1,188	1,980	759	1,265
24歳(2002.5.2～2003.5.1)	1,212	2,020	771	1,285
25歳(2001.5.2～2002.5.1)	1,233	2,055	783	1,305
26歳(2000.5.2～2001.5.1)	1,257	2,095	798	1,330
27歳(1999.5.2～2000.5.1)	1,284	2,140	813	1,355
28歳(1998.5.2～1999.5.1)	1,314	2,190	828	1,380
29歳(1997.5.2～1998.5.1)	1,338	2,230	843	1,405
30歳(1996.5.2～1997.5.1)	1,371	2,285	861	1,435
31歳(1995.5.2～1996.5.1)	1,404	2,340	873	1,455
32歳(1994.5.2～1995.5.1)	1,434	2,390	891	1,485
33歳(1993.5.2～1994.5.1)	1,470	2,450	909	1,515
34歳(1992.5.2～1993.5.1)	1,506	2,510	930	1,550
35歳(1991.5.2～1992.5.1)	1,545	2,575	948	1,580
36歳(1990.5.2～1991.5.1)	1,587	2,645	966	1,610
37歳(1989.5.2～1990.5.1)	1,626	2,710	987	1,645
38歳(1988.5.2～1989.5.1)	1,674	2,790	1,008	1,680
39歳(1987.5.2～1988.5.1)	1,716	2,860	1,032	1,720
40歳(1986.5.2～1987.5.1)	1,767	2,945	1,050	1,750
41歳(1985.5.2～1986.5.1)	1,818	3,030	1,074	1,790
42歳(1984.5.2～1985.5.1)	1,869	3,115	1,101	1,835
43歳(1983.5.2～1984.5.1)	1,926	3,210	1,128	1,880
44歳(1982.5.2～1983.5.1)	1,986	3,310	1,152	1,920
45歳(1981.5.2～1982.5.1)	2,046	3,410	1,179	1,965
46歳(1980.5.2～1981.5.1)	2,115	3,525	1,209	2,015

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	男性		女性	
	本 人・配偶者		本 人・配偶者	
	300万円 コース	500万円 コース	300万円 コース	500万円 コース
47歳(1979.5.2～1980.5.1)	2,181	3,635	1,239	2,065
48歳(1978.5.2～1979.5.1)	2,253	3,755	1,269	2,115
49歳(1977.5.2～1978.5.1)	2,328	3,880	1,302	2,170
50歳(1976.5.2～1977.5.1)	2,406	4,010	1,329	2,215
51歳(1975.5.2～1976.5.1)	2,484	4,140	1,359	2,265
52歳(1974.5.2～1975.5.1)	2,562	4,270	1,389	2,315
53歳(1973.5.2～1974.5.1)	2,643	4,405	1,416	2,360
54歳(1972.5.2～1973.5.1)	2,730	4,550	1,446	2,410
55歳(1971.5.2～1972.5.1)	2,823	4,705	1,479	2,465
56歳(1970.5.2～1971.5.1)	2,919	4,865	1,509	2,515
57歳(1969.5.2～1970.5.1)	3,024	5,040	1,545	2,575
58歳(1968.5.2～1969.5.1)	3,132	5,220	1,584	2,640
59歳(1967.5.2～1968.5.1)	3,246	5,410	1,620	2,700
60歳(1966.5.2～1967.5.1)	3,360	5,600	1,656	2,760
61歳(1965.5.2～1966.5.1)	3,486	5,810	1,695	2,825
62歳(1964.5.2～1965.5.1)	3,615	6,025	1,737	2,895
63歳(1963.5.2～1964.5.1)	3,750	6,250	1,779	2,965
64歳(1962.5.2～1963.5.1)	3,888	6,480	1,824	3,040
65歳(1961.5.2～1962.5.1)	4,029	6,715	1,872	3,120

• 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

13

ご注意ください



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部の お取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。
本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。
契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について	77
保険金・給付金をお支払いできない場合について	78
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について	78
グループ保険(生命給付)・「ALPHA」長期家族サポート制度	78
グループ保険(ケガ給付)	79
医療保障保険<[基本型]>	81
メディカルケア	82
医療保障保険<[充実型]>	85
重病克服保険	87
退職後継続保障保険	87
ステップALPHA	88
その他	89

高度障害状態について

高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

グループ保険(生命給付)・「ALPHA」長期家族サポート制度・重病克服保険・退職後継続保障保険

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。
【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれかが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

1. 眼の障害(視力障害)

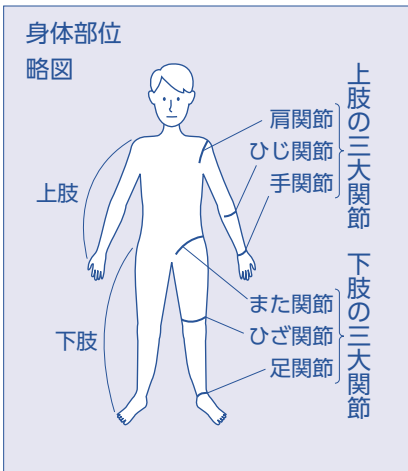
- (1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはしゃくの障害

- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2)「しゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。



保険金・給付金をお支払いできない場合について

グループ保険(生命給付)・「ALPHA」長期家族サポート制度・グループ保険(ケガ給付)・医療保障保険<[基本型]>・メディカルケア・医療保障保険<[充実型]>・重病克服保険・退職後継続保障保険・ステップALPHA

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
 - 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取る目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由*に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
 - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき(注生命保険商品のみ)
 - 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
*告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなる場合があります。(注生命保険商品のみ)
 - 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- ※重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取る目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があったとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき(注ステップALPHAを除く)、●その他上記と同等の事由があったとき
- 「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

グループ保険(生命給付)・「ALPHA」長期家族サポート制度

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障害保険金	加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合	高度障害保険金額
障害保険金 (「ALPHA」長期家族サポート制度のみ)	この特約の加入日以後の傷害または疾病を原因として、保険期間中に国民年金法施行令別表に定める障害等級1級の障害状態に該当し、国民年金法による障害基礎年金または厚生年金保険法による障害厚生年金のいずれかの受給権を取得した場合	障害保険金額 (死亡保険金額と同額)

【障害保険金】(障害特約について)

※保険期間中の発症でも受給権の取得年月が保険期間終了後の場合は保障の対象となりません。

※公的障害年金制度に関する法律等の改正が行なわれた場合には、当会社は、主務官庁の認可を得て、支払事由、保険料その他のこの特約の内容を変更することがあります。

※特約の締結時(特約が更新された場合は最後の更新時)における公的障害年金に関する法律等に連動した給付を行います。

※重い障害が残っているものの、所定の要件を満たさず障害基礎年金もしくは障害厚生年金のいずれかの受給権を取得できない場合(具体的には、次の①から③のいずれかに該当する場合)については、「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」等に基づき、対象となる障害状態に該当するかを当社にて判断いたします。

- ①初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間に3分の1以上の保険料滞納期間がある場合
- ②初診日が60歳以上65歳未満、かつ公的年金の被保険者でない場合で、老齢年金の繰上げ受給後に障害認定日が来る場合
- ③社会保障協定が締結され、年金の二重加入防止が図られている国の外国人で、一時的な派遣(通常5年まで)のために日本の年金制度への加入が免除となる場合

障害保険金の対象となる障害状態とは

障害年金1級(「対象となる障害状態」については、パンフレット作成時点の国民年金法施行令に基づき記載しております。)

1. 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
2. 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
3. ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
4. 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
5. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
6. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
7. 両上肢のすべての指を欠くもの
8. 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
9. 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
10. 両下肢を足関節以上で欠くもの

11. 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障害を有するもの
12. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
13. 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
14. 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合もありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金 障害保険金	●被保険者の故意によるとき ●契約者または高度障害保険金受取人等の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性がありま

す。

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
全項目共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの	
死亡保険金	傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 ＊既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額
後遺障害保険金	傷害により事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4％～100％ ＊保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度
入院保険金	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 ＊事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院が対象
手術保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 ＊ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じて定める倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額
通院保険金	傷害により、通院(往診を含みます。)し医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 ＊事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日まで
賠償責任保険金 (◎)	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合 ●被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故	被害者に支払うべき損害賠償金の額(1事故について賠償責任保険金額が限度) (★) ＊国内示談交渉サービス付(○)
弁護士費用等・法律相談費用保険金	国内において被保険者に発生した次の原因事故に関する紛争について、弁護士または認定司法書士に委任したことにより被保険者が弁護士費用等を負担した場合または、法律相談をしたことにより法律相談費用を負担した場合 ●被保険者が被った身体の障害 ●被保険者の財物の損壊・盗取 ●被保険者に発生した人格権侵害(注＊)による精神的苦痛	・被保険者が負担した弁護士費用等の額(1事故1被保険者あたり300万円限度) (★) ・被保険者が負担した法律相談費用の額(1事故1被保険者あたり10万円限度) (★) ※いずれの保険金も、法律相談や委任契約締結の前に明治安田損保の事前の同意が必要です。 ※お支払金額は当社の定める基準によります。

(注＊)人格権侵害は、被保険者が、不当な身体の拘束による自由の侵害、名誉棄損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為またはいじめもしくは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ることをいいます。また、警察等の公的機関、学校もしくは企業等の相談窓口等への届出を行ない、その事実を客観的に証明できるものに限ります。

- 「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状を含みます(死亡保険金以外については、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒も含みます)。
- ・「急激かつ偶然な外来の事故」としては、交通事故、運動中の打撲・骨折、転倒、火災・爆発事故、作業中の事故などが挙げられます。
- ・ご病気や徐々に悪化する症状、急に痛くなった場合でも慢性疾患や変形性疾患の症状は「傷害」に該当しません。【腱鞘炎・変形性膝関節症・狭窄症など】
- ・外反母趾、靴ずれ、野球肩、テニス肘など「長期的、習慣的、継続的」な事由が原因のものは対象外です。

●保険金のお支払いは、保険期間中に生じた事故による傷害・損害を原因とする場合に限ります。

●入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。

●対象となる治療は(医師法上の)医師が必要であると認め、医師が行なう治療です(当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます)。

●医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。

●ご請求いただく場合は、お客さまご自身で傷病名やその原因をご申告いただく必要があります。正確な内容をご記入いただくためにも、医療機関を受診された際は、初診時に主治医へ傷病名や原因をご確認のうえ、適切な治療をお受けいただけますようお願いいたします。

●被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等(注1)を常時装着したときには、その装着日数を通院した日数に含みます。ただし、被保険者以外の医師の指示による固定であること(注2)、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等(注1)装着により固定していることが確認できる場合に限ります。

①長管骨(注3)または脊柱

②長管骨(注3)に接続する3大関節部分(注4)

③肋(ろっ)骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。

④顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。

(注1)ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、P T Bキャスト、P T Bブレース(下腿(たい)骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限ります。)、線副子等(上下顎を一体的に固定した場合に限ります。)およびハローベストをいいます。

(注2)診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限ります。

(注3)上肢の上腕骨、橈(とう)骨および尺骨ならびに下肢の大腿(たい)骨、脛(けい)骨および腓(ひ)骨をいいます。

(注4)上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。

●既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。

●所定の手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。

●死亡保険金受取人は原則として法定相続人です。特に死亡保険金受取人を指定する場合は団体窓口までお申し出ください。その他の保険金の保険金受取人は被保険者本人です。

●死亡保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただけます。

●保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

(◎)：賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおすすめください。事前の相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

(○)：日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者に損害賠償責任がない場合等は、示談交渉サービスを利用できません。

(★)：他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。なお、被保険者またはそのご家族が既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
●戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故	
●ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき	
・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと(注)	
・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと	
・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと	
・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと	など
死亡保険金 後遺障害保険金 入院保険金 手術保険金 通院保険金	●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの ●山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハングライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故 ●妊娠・出産・早産・流産による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●自殺行為・闘争行為による傷害
	など

賠償責任保険金	●保険契約者、被保険者の故意による事故 ●被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●同居の親族に対する賠償責任 ●船舶や自動車などの所有、使用または管理に起因する事故 ●他人から借りた物または預かった物に対して損害を与えた場合 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など
弁護士費用等・法律相談費用保険金	●保険契約者、被保険者の故意または重大な過失により発生した紛争 ●財物の欠陥、自然の消耗もしくは劣化 ●職務遂行に関する紛争および職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関する紛争 ●医療事故による被害 ●被保険者（本人、本人の配偶者、本人またはその配偶者の同居の親族、本人またはその配偶者の別居の未婚の子）の間に発生した紛争、またはこれらの被保険者とその親族との間に発生した紛争 ●自動車事故の被害による紛争 ●騒音・振動・悪臭、日照不足その他これらに類する事由による被害に関する紛争 ●地震・噴火またはこれらによる津波による事故	など

（注）告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

医療保障保険＜【基本型】＞

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院給付金	加入日以後に発生した同一の不慮の事故による傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して2日以上入院したとき	入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 ※1回の入院につき、124日分、通算700日分がお支払限度です。

【入院について】入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- 加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。
（注）被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入日以後の原因によるものとみなします。
- 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含む）による治療（柔道整復師による施術を含む）が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。
（注）治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は「治療を目的とする入院」に該当しません。
- 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）または、同等の日本国外にある医療施設
（注）分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。
 - ・治療処置を伴わない人間ドック、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、薬物依存（モルヒネ、コカイン中毒等）等による入院は給付金支払の対象となりません。

【転入院または再入院された場合】

- 入院給付金のお支払いについて、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。

【2回以上入院された場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。

【入院中に保険期間が満了した場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。

【1回の入院開始の原因が複数である場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に、次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。
 - ①その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき
 - ②その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。）

項目	お支払いできない主な場合
入院給付金	●契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失 ●その被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、薬物依存 ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故 ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故 ●地震、噴火、津波または戦争その他の変乱（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>）をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

メディカルケア

■給付金のお支払いについて

●各給付金のお支払いは、加入日以後に発生した傷害または発病した疾病を原因とする場合に限ります。

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院支援給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として1日以上入院をしたとき	入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。 （1日以上入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回） ※1入院について5回、通算して36回がお支払限度です。
外来手術給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により、公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした手術（※）を保険期間中に入院を伴わずに受け、かつ、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上であるとき （※）悪性新生物（がん）・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術を除く	手術1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
外来放射線治療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により公的医療保険制度の保険給付の対象となる治療を目的とした放射線治療を保険期間中に入院を伴わずに受けたとき	放射線治療1回につき、支援給付金額をお支払いします。 ※放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
先進医療給付金	加入日以後に発生した傷害または発病した疾病により保険期間中に先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用と同額をお支払いします。 ※通算して2,000万円がお支払限度です。

＜給付金に関するご注意＞

【入院支援給付金・外来手術給付金・外来放射線治療給付金・先進医療給付金 共通事項】

- 加入日前に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする場合でも、加入日から起算して2年経過後の後に入院を開始したとき・手術等を受けたときは該当する給付金をお支払いする場合があります。

【入院支援給付金について】

- 「入院」とは、「別表1 入院」に定められたものとします。
- 入院支援給付金のお支払いは、1入院について5回、通算して36回を限度とします。なお、第2回以降の入院支援給付金の支払事由は、第1回の入院支援給付金の支払事由に該当することとなった入院の日数が、入院を開始した日から起算して、31日、61日、91日、または121日に達したときとします。
- 被保険者が入院支援給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院を開始した直接の原因となった傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、それらの入院を1回の入院とみなし、各入院日数を合算して取り扱います。
- 入院支援給付金が支払われることとなった前回の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなし、入院日数を合算する取り扱いはありません。
- 傷害または疾病が併発している期間について入院支援給付金を重複して支払いません。
- 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、正常分娩（自然頭位分娩など）、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院は、入院支援給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は入院支援給付金のお支払対象となります。

【外来手術給付金について】

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における手術であることを要します。
- 外来手術給付金のお支払いは、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表（手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます）によって手術料が算定される手術がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術を受けた場合に、手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術については、第1回目の手術のみを受けたものとして取り扱います。

- 手術を受けたにもかかわらず、診療報酬点数が算定されないために支払事由に該当しない場合でも、その手術が診療報酬点数表によって手術料が1,000点以上算定される手術のときは、外来手術給付金をお支払いします。
- 「手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数」には、病院または診療所に通院した際に発行された処方せんに基づき、薬局にて薬を処方された場合の調剤報酬点数も含まれます。
- 「別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物」の(1)に定められた悪性新生物(がん)・上皮内新生物を直接の原因としない歯、歯肉および歯槽骨の治療に伴う手術はお支払対象となりません。
- 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術などは、外来手術給付金のお支払対象となりません。なお、異常分娩を原因とする場合は外来手術給付金のお支払対象となります。

【外来放射線治療給付金について】

- 「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療がお支払いの対象となります。また、「別表1 入院」に定められた「病院または診療所」における放射線治療であることを要します。
- 外来放射線治療給付金のお支払いは、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。ただし、お支払回数の通算限度はありません。
- 診療報酬点数表(放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます)によって放射線治療料が算定される放射線治療がお支払対象となります。
- 診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の放射線治療を受けた場合に、放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている放射線治療については、第1回目の放射線治療のみを受けたものとして取り扱います。

【先進医療給付金について】

- 先進医療とは、「別表4 先進医療」に定められたものとします。
- 「先進医療の技術に係る費用」とは、被保険者が受けた先進医療の技術に対する被保険者の負担額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた額をいい、次の費用などは含みません。
 - ・「別表3 公的医療保険制度」に定められた公的医療保険制度における保険給付の対象となる費用(自己負担部分を含む)
 - ・先進医療以外の評価療養のための費用
 - ・選定療養のための費用
 - ・食事療養のための費用
 - ・生活療養のための費用
- 治療を受けた時点で、次の1～3すべてに該当していない場合はお支払対象となりません。
 1. 厚生労働大臣が認める「医療技術」
 2. その医療技術ごとの「適応症」
 3. 所定の基準を満たす「医療機関」での治療上記1～3は随時見直しされますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。
- 先進医療給付特約は、お支払いの限度額の範囲内で先進医療の技術にかかる費用と同額を保障しますので、他に先進医療の保障に加入している場合は、上乗せの加入が必要であるかご確認ください。
- 医療技術名が同じでも、治療方法や症例等によっては「先進医療」に該当しない場合があります。該当するか否かは、治療を受ける前に実施する医療機関にご確認ください。

■給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
入院支援給付金 外来手術給付金 外来放射線治療給付金 先進医療給付金	●契約者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の故意または重大な過失によるとき ●その被保険者の犯罪行為によるとき ●その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ●その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき ●その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

- 入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。

■別表1 入院

1. 入院とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。))が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
2. 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当するものをいいます。
 - ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)
 - ②①の場合と同等の日本国外にある医療施設

■別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物

1. 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の範囲は、以下の(1)および(2)をいいます。
 - (1)平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、表1の分類コードに規定される内容によるもので、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが表2にあたるもの

表1 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の分類コード

分 類 項 目	分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00－C14
消化器の悪性新生物	C15－C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30－C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40－C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43－C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45－C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51－C58
男性生殖器の悪性新生物	C60－C63
腎尿路の悪性新生物	C64－C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69－C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73－C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76－C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81－C96
独立した(原発性)多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00－D09
性状不詳または不明の新生物①	D37－D48
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害②	D50－D89

備考

- ①たとえば、真正赤血球増加症<多血症>(D45)、骨髓異形成症候群(D46)、慢性骨髓増殖性疾患(D47.1)、本態性(出血性)血小板血症(D47.3)です。
- ②たとえば、ランゲルハンス細胞組織球症(D76.0)です。

表2 対象となる新生物の性状を表す第5桁コード

新生物の性状を表す第5桁コード
／2…上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3…悪性、原発部位
／6…悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9…悪性、原発部位または転移部位の別不詳

- (2)平成31年4月2日以降に診断確定された子宮頸部、膣部、外陰部および肛門部の中等度異形成(注)国際対がん連合(UICC)の「TNM分類」が「T0」のものは、対象となる悪性新生物・上皮内新生物に含みません。

■別表3 公的医療保険制度

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

■別表4 先進医療

「先進医療」とは、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行われるもの(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度(別表3)の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

医療保障保険＜【充実型】＞

- ◎この医療保険契約には下記の特約がセットされています。
- 三大疾病入院特約、三大疾病手術特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、介護特約、親介護特約、疾病手術特約、傷害手術特約

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
三大疾病入院保険金	三大疾病の治療を目的として入院したとき	入院保険金日額×入院日数(日数制限なし)
糖尿病・高血圧入院保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を目的として入院したとき	入院保険金日額×入院日数 ＊1回の入院に対し365日、通算700日が限度
腎臓病・肝臓病入院保険金	腎臓病・肝臓病の治療を目的として入院したとき	
疾病手術保険金	疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	手術の種類に応じて、手術基準日額の10倍、20倍、40倍 ＊手術保険金のお支払回数に限度はありません。ただし、お支払い回数を施術開始日から60日間の間に1回に制限している手術の種類があります。手術の種類の詳細については、当社約款に掲載しています。
三大疾病手術保険金	三大疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
糖尿病・高血圧手術保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
腎臓病・肝臓病手術保険金	腎臓病・肝臓病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
傷害手術保険金	傷害の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
介護保険金	被保険者が次のいずれかの状態に該当した場合 ①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合 ②保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合	介護保険金額 ＊1回を限度とします。
親介護保険金	被保険者の親が次のいずれかの状態に該当した場合 ①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合 ②保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合	親介護保険金額 ＊1回を限度とします。

- 入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院・手術等はお支払いの対象となりません。
- 保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払いの対象となりません^注。
- ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたします。
- ^注したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。
- ①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
- ②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
- 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。
- 被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 被保険者が、所定の手術を受けた場合に、手術保険金をお支払いします。支払対象となる手術は、医師の医療行為(手術)によって身体を切開したり、切除を行った際の身体への侵襲度合いや手術自体の難易度等を考慮し決定しておりますので、一部支払対象とならない手術があります。
- 【支払対象とならない手術例：骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術(抜釘(ばってい)術)、単なる皮膚の縫合術、皮膚切開術、口蓋扁桃手術、抜歯手術(前歯・臼歯・埋伏歯)等]
- 同一の特約について、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払いします。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 介護保険金・親介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただきます。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。
- お支払対象となる疾病・傷害、三大疾病、糖尿病・高血圧性疾患、腎臓病・肝臓病、手術および倍率、要介護状態等の詳細については、引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。
- 三大疾病入院保険金および三大疾病手術保険金における三大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)には、次のような事例があります。

悪性新生物・ 上皮内新生物 (がん・上皮内がん)	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物
	2. 消化器の悪性新生物	12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物
	3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物
	4. 骨および関節軟骨の悪性新生物	14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物
	5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物
	6. 中皮および軟部組織の悪性新生物	16. 上皮内新生物
	7. 乳房の悪性新生物	17. 真正赤血球増加症＜多血症＞、骨髓異形成症候群、慢性骨髓増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症
	8. 女性生殖器の悪性新生物	18. ランゲルハンス細胞組織球症
	9. 男性生殖器の悪性新生物	
	10. 腎尿路の悪性新生物	
急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症
	20. 再発性心筋梗塞	
脳卒中	22. くも膜下出血	25. くも膜下出血の続発・後遺症
	23. 脳内出血	26. 脳内出血の続発・後遺症
	24. 脳梗塞	27. 脳梗塞の続発・後遺症

- ※対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症、合併症、後遺症を含みます。
- 糖尿病・高血圧入院保険金および糖尿病・高血圧手術保険金における糖尿病・高血圧性疾患の範囲は次のとおりです。

糖尿病	1. 糖尿病
高血圧性疾患	2. 高血圧性疾患

- 腎臓病・肝臓病入院保険金および腎臓病・肝臓病手術保険金における腎臓病・肝臓病の範囲は次のとおりです。

腎臓病	1. 糸球体疾患	4. 尿路結石症
	2. 腎尿細管間質性疾患	5. 腎および尿管のその他の障害
	3. 腎不全	
肝臓病	6. ウイルス肝炎	
	7. 肝疾患	

- 介護保険金および親介護保険金における所定の要介護状態は次のとおりです。
- ①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合
- ②保険期間中に以下の状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合

寝たきりにより 介護が必要な状態	終日就床(介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。)しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。 イ. 歩行の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具(義手、義足、車いす等をいいます。)を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること (イ)食事 (ロ)排せつ (ハ)入浴 (ニ)衣類の着脱
	認知症により 介護が必要な状態

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
入院保険金 手術保険金 (三大疾病入院保険金、 三大疾病手術保険金を 除く)	①被保険者の故意または重大な過失
	②被保険者の犯罪行為
	③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
	④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故
	⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
	⑦被保険者の薬物依存(傷害手術保険金を除きます。)
	⑧地震、噴火または津波
	⑨戦争その他の変乱
	ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。
	など

介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ④被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。 など
親介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の親の故意または重大な過失 ③被保険者の親の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④被保険者の親が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ⑤被保険者の親の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。 など ただし、②③④については、親介護保険金を支払わないのはその被保険者の親に生じた要介護状態に限りです。

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いができません。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできません。

重病克服保険

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

- 過去に当制度で特定疾病保険金等の支払いを受けられた場合は、告知確認で問題がない場合も、再加入することはできません。
- 告知確認で問題がない場合も、過去に悪性新生物と診断確定されている場合は、加入日以後、悪性新生物と診断確定された場合も保険金のお支払対象とはなりません。

退職後継続保障保険

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に、加入日以後に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金額

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき (ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

- 疾病の発生には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。

ステップALPHA

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合
所得補償保険金	保険期間中に被った傷害または発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に開始した所定の就業障害が、免責期間を超えて継続したとき ^(注)

(注) 免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。

【補償対象期間について】

加入日(継続加入の場合は更新日)現在の年齢	補償対象期間開始	補償対象期間終了
満65歳以下の方	免責期間終了後(31日目)★	3年を限度 [*]

- ★妊娠に伴う身体障害による就業障害の場合、91日目となります。
※ただし、所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。
- 一度就業障害が終了した後、6カ月以内に同一の原因により再度就業障害となったとき、後の就業障害は前の就業障害と同一とみなします。

【就業障害の定義について】

就業障害とは、下記の状態をいいます。

- 身体障害による休職開始時から免責期間終了までは、次のいずれかの事由により、いかなる業務にも全く従事できない場合
(イ)その身体障害の治療のため、入院していること
(ロ)イ以外の場合で、その身体障害につき医師の治療を受けつつ、在宅療養している場合
(ハ)イロ以外の場合で、その身体障害により、いかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること
- 免責期間終了後からは、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または、一部従事することができず、かつ、所得喪失率が20%を超える場合

【お支払いする保険金の額について】

補償対象期間中の就業障害である期間1カ月について、「保険金月額」×「所得喪失率」をお支払いします。ただし、保険金月額が、就業障害開始日の属する月の直前12カ月の平均月間所得^注額を超える場合は、「平均月間所得額」×「所得喪失率」のお支払いとなります*。
^注所得とは、加入申込書等に記載の職業・職務に従事することにより得られる給与と所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
また、補償対象期間中の就業障害である期間に1カ月未満の端日数が生じた場合は、1カ月＝30日とした日割計算でお支払いします。
なお、所得喪失率は、

1－

免責期間終了後に業務に復帰して得られた各月の所得の額
免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額

で算出されます。

- 病気やケガにより全く就業できない場合は有給、無給を問わず100%とします。
- *初年度加入の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、就業障害の原因となった身体障害を被った時からその日を含めて1年を経過した後
に就業障害になったときを除き、次のいずれか低い額を保険金の額とします。
 - ①被保険者が身体障害を被った時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
 - ②被保険者が就業障害になった時の保険金のお支払条件により算出された保険金の額
 - *他の保険契約または共済契約から、保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。

【保険金のお支払いに関する注意について】

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払いの対象となりません^注。
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。
^注したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- 保険金のご請求には就業障害の確認のため、診断書と休業期間を証明する書類のご提出が必要となります。
- 保険金は身体の障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできません。
- 医師の指示がなく、本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで休職を続ける場合などは、通院の事実があったとしてもお支払いの対象にはなりません。
- 片頭痛・めまい等、検査しても客観的所見に乏しく、原因となる病気をはっきりと示せない状態が断片的に起き、継続的な就業障害状態と言えないときは、保険金をお支払いできません。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできません。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
 - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
 - ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 次のいずれかに該当する就業障害については保険金をお支払いできません。

項目	お支払いできない主な場合
所得補償保険金	●故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害 ●麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用により被った身体障害による就業障害 ●戦争、暴動(テロ行為を除く)などによって被った身体障害による就業障害 ●核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害 ●地震、噴火またはこれらによる津波により被った身体障害による就業障害 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害 ●自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害 ●精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください) ●脱退後に開始した就業障害 など

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、保険金のお支払いができません。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。

精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害(アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害を除きます。)を被保険者が被り、これを原因として生じた就業障害に対して、保険金をお支払いします。ただし、この特約による保険金の支払いは、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24カ月を限度とします。

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D－10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害
F00～F09、F20～F99
例) 統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害、認知症、知的障害、特異的発達障害、多動性障害など

その他

補償の重複について

グループ保険<ケガ給付>・ステップALPHA

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。(注)

(注) 1 契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく補償項目		補償の重複が生じる他の保険契約・特約の例
普通傷害保険	各種賠償責任補償特約・弁護士費用補償特約	各種賠償責任補償特約・弁護士費用補償特約
団体長期障害所得補償保険		所得補償保険 団体長期障害所得補償保険

リビング・ニース特約と被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

重病克服保険・退職後継続保障保険

リビング・ニース特約とは、被保険者の余命が6カ月以内と判断されるとき、この特約が付加されているご契約の死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いする特約です。

メディカルケア

- 給付金受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情(注)があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金を請求することができます。
- (注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。
- 指定代理請求者は、給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。
 1. 被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 被保険者の直系血族
 3. 被保険者の兄弟姉妹
 4. 被保険者の3親等内の親族
 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、給付金受取人のために給付金を請求する適切な関係があると引受保険会社が認めた方に限ります。

ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方

イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人を除く)
- お支払いした給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。
- 給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
- ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
- 指定代理請求者に給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
- * 給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者からのご請求はできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
- * 給付金の支払い事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
- 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

重病克服保険・退職後継続保障保険

- 代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情(注)がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。
- (注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。
- 指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。
 1. 被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 被保険者の直系血族
 3. 被保険者の兄弟姉妹
 4. 被保険者の3親等内の親族
 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限ります。

ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方

イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)
- * 保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
- * 保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
- 死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。
- お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。
- 保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
- ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
- 指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
- 指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。
- 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

グループ保険<ケガ給付>・医療保障保険<【充実型】>・ステップALPHA

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)

②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族

③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)

または上記②以外の3親等内の親族

※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

保険金・給付金のご請求について

グループ保険<生命給付>・[ALPHA]長期家族サポート制度・医療保障保険<[基本型]>・メディカルケア・重病克服保険・退職後継続保障保険

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

グループ保険<ケガ給付>・医療保障保険<[充実型]>・ステップALPHA

保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日^注からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。
正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。
^注下線部分について
【グループ保険<ケガ給付>】の場合は「事故が発生したときは、事故の発生の日」
【ステップALPHA】の場合は「就業障害が開始したときは、就業障害の開始の日」となります。

社員権について

相互会社においては、契約者が「社員（構成員）」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者（被保険者）や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

告知の大切さに関するご案内について

医療保障保険<[充実型]>・ステップALPHA

告知の大切さについて、ご確認ください。
●保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入（増額）時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務（告知義務）があります。
●ご加入（増額）の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
●現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時^{*}からその日を含めて1年以内であれば、ご契約（増額部分）が解除されることがあります。また、保険期間開始時^{*}から1年を経過していても、保険期間開始時^{*}からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約（増額部分）が解除されることがあります（解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります）。
※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取扱いします。
●ご契約（増額部分）が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
●ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。
●現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするを前提に、ご加入（増額）のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
●新たなご加入（増額）の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。特に親介護特約については、対象となる方の現在の健康状態等について必ずご確認ください。
●告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口（0120-661-320、受付時間：平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）9：00～17：00）までご連絡ください。

約款規定について

重病克服保険・退職後継続保障保険

約款規定については引受保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>）をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

グループ保険<ケガ給付>・医療保障保険<[充実型]>・ステップALPHA

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）に掲載しています。

保険契約の解除について

グループ保険<ケガ給付>・医療保障保険<[充実型]>・ステップALPHA

【重大事由による解除について】
保険金を取得する目的で事故や就業障害、保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者（保険の対象となる方）に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
【被保険者による保険契約の解除請求について】
被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

ご照会・ご相談窓口について

グループ保険<生命給付>・[ALPHA]長期家族サポート制度・医療保障保険<[基本型]>・メディカルケア・重病克服保険・退職後継続保障保険

【ご照会・ご相談窓口】
●加入手続き等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口、または明治安田生命保険相互会社にお問い合わせください。
●この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
●一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス「<https://www.seiho.or.jp/>」）
●なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

グループ保険<ケガ給付>・医療保障保険<[充実型]>・ステップALPHA

【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】
制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。
【引受損害保険会社の苦情・相談窓口】
損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。
明治安田損害保険株式会社　お客さま相談室
0120-255-400（フリーダイヤル（無料））
受付時間：午前9時～午後5時（土、日、祝日および年末年始を除きます。）
【一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンター】＜保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡（指定紛争解決機関）＞
引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会　そんぽADRセンター
03-4332-5241（全国共通）
受付時間：午前9時15分～午後5時（土、日、祝日および年末年始を除きます。）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（<https://www.sonpo.or.jp/>）

保護機構について

●引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「<https://www.seihohogo.jp/>」をご覧ください。
【グループ保険<ケガ給付>】
●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3カ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返れい金等は、原則として80%まで補償されます。
【医療保障保険<[充実型]>・ステップALPHA】
●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

「医療保障保険契約内容登録制度」について ～あなたのご契約内容が登録されます～

医療保障保険＜【基本型】＞・メディカルケア

当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、無配当団体医療保険または医療保障保険（団体型・個人型）契約（以下「医療保障保険契約」といいます。）のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の医療保障保険契約に関する登録事項については、当社「明治安田生命保険相互会社」が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社コミュニケーションセンター(電話 0120-662-332)にお問い合わせください。

【登録事項】 (1)被保険者の氏名、生年月日および性別 (2)保険契約の種類(無配当団体医療保険、医療保障保険(団体型・個人型))

(3)治療給付率 (4)入院給付金日額または基準給付金額

(5)保険契約の種類が無配当団体医療保険または医療保障保険(団体型)の場合、契約者名

(6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、契約者の住所(市・区・郡までとします。) (7)契約日

※その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

取扱代理店

グループ保険〈ケガ給付〉・医療保障保険〈〔充実型〕〉・ステップALPHA

滋賀県職員生活協同組合 電話番号：077-528-3169

明治安田生命保険相互会社 電話番号：075-212-4129

[illegible]

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

積立年金保険（拠出型企業年金保険（02））

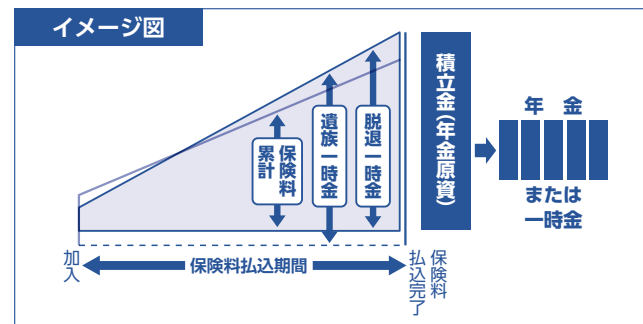
意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

滋賀県職員生活協同組合の組合員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、滋賀県職員生活協同組合を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。



② 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、（追加）加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、本パンフレットの該当箇所をご参照ください。退職、退会等により団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

③ 積立金（受取予想額）

将来の受取予想額につきましては本パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。

④ 年金や一時金が主に支払われる場合

■基本年金（もしくは一時金）

保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もしくは一時金をお支払いします。

■脱退一時金（もしくは年金）

保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能な場合があります。

■遺族一時金

ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約による加算をして、一時金にて遺族の方にお支払いします。

※上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。

⑤ 配当金

この保険は1年ごとに財政決算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

⑥ 引受保険会社（事務幹事会社）

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

※本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受割合により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更される場合があります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

① お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「（追加）加入日」からご契約上の責任を負います。なお、団体の職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

③ 年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。

■遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。

■契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることがあり、既に払込まれた保険料は払戻ししません。

■受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行なった時（未遂を含みます）など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

■保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による加算はありません。

④ 保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

⑤ 信用リスク・生命保険契約者保護機構

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、年金受給時にお約束した年金額が削減されることがあります。

■引受保険会社は生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問合せ下さい。（ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>）

⑥ ご照会・ご相談窓口

この保険に関する生命保険会社に対する
苦情・相談先（注）

明治安田生命保険相互会社
関西公法人部 法人営業第二部
075-212-4129

（注）一般のお手続き等に関するご照会につきましては、本パンフレット記載の団体窓口へご連絡ください。

■この保険に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>）

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦ 積立金や脱退・払出し時の一時金額

この保険では、お払いいただいた保険料全額をそのまま積み立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、積立金や脱退・払出し時の一時金の額がお払いいただいた保険料の累計額を下回る場合があります。

⑧ 予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利する利率のことをいいます。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することがあります。

⑨ ご契約の継続と解約返戻金

■この保険は、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等によりご継続できないことがあります。ご加入者が10名未満となった場合、この契約は解約となる場合があります。

■解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。

⑩ 年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

■年金・一時金のご請求は、団体（ご契約者）経由で行なっていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

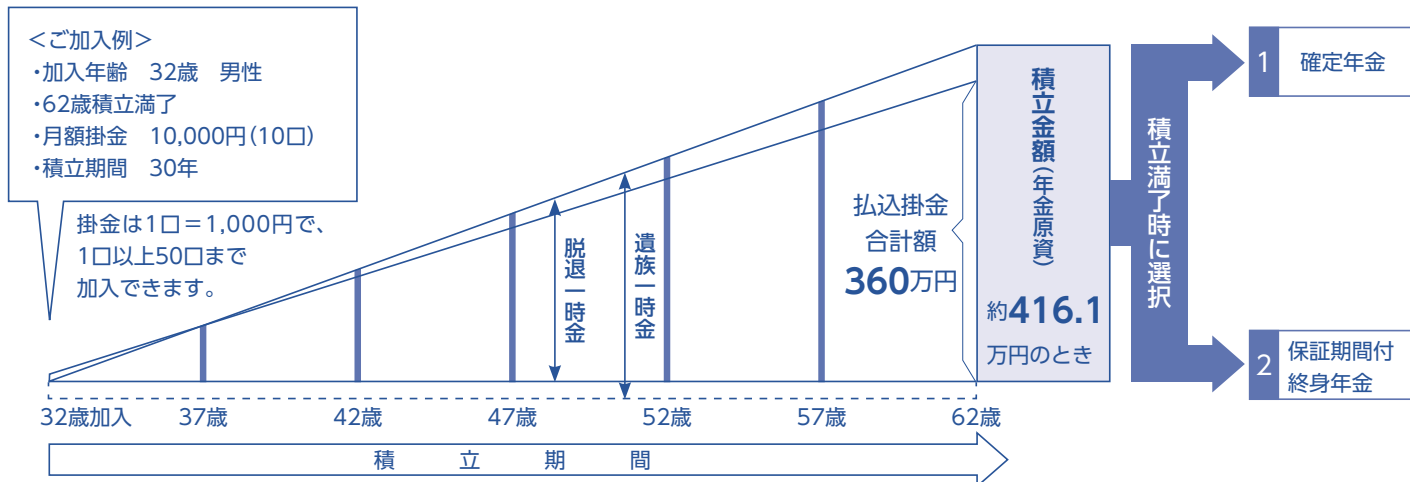


老後生活
への備え

意向確認
ご加入前
のご確認

積立年金保険は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

加入対象者 **本人**



給付額試算表

(月払掛金 10口 10,000円の場合)

加入年数	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後	6年後	10年後	15年後	20年後	25年後
積立金額 (脱退一時金)	約 万円 11.9	約 万円 24.0	約 万円 36.3	約 万円 48.6	約 万円 61.1	約 万円 73.6	約 万円 125.2	約 万円 192.7	約 万円 263.5	約 万円 337.9
払込掛金合計額	万円 12.0	万円 24.0	万円 36.0	万円 48.0	万円 60.0	万円 72.0	万円 120.0	万円 180.0	万円 240.0	万円 300.0
遺族一時金	約 万円 12.9	約 万円 25.0	約 万円 37.3	約 万円 49.6	約 万円 62.1	約 万円 74.6	約 万円 126.2	約 万円 193.7	約 万円 264.5	約 万円 338.9

※遺族一時金……
在職中に死亡した場合は、脱退一時金+月払保険料の1ヵ月分相当額を遺族一時金としてお支払いします。
(遺族とは労働基準法施行規制第42条～第45条に定める遺族補償の順位によります)
※掛金には0.5%(1口当たり5円)の制度運営費が含まれています。

記載の金額は、現時点では確定しておらず、変動(増減)するため、将来のお支払額をお約束するものではありません。

記載の金額は、次の条件で計算しています。

- (1)年間保険料2,465万円を常に維持していること。
- (2)加入者全員の保険料が毎月15日に入金されたものであること。
- (3)パンフレット作成時点の各引受生命保険会社の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を引受割合(2026年5月1日現在)で加重平均した率により算出していること。

なお、基礎率については、将来変更される場合があります。

記載の金額には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もあります。また、配当金が生じた場合には積立金の増に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありません。

積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込保険料の合計を下回る場合があります。

年金原資約416.1万円するとき

1 確定年金

(10年確定・15年確定・20年確定)

加入者本人の生死にかかわらず
設定した期間年金を支給するものです

(例) 10年確定年金(定額型)



初年度年金年額(62歳) 約43.7万円
最終年度年金年額(72歳) 約43.7万円
受取総額 約437.8万円

2 保証期間付
終身年金

(10年保証期間付終身年金・
15年保証期間付終身年金)

保証期間中は加入者本人の生死にかかわらず年金を支給し、保証期間経過後は加入者本人が生存している限り年金が支給されます。

(例) 10年保証期間付終身年金(62歳男性)(定額型)



初年度年金年額(62歳) 約 20.8 万円
10年目年金年額(72歳) 約 20.8 万円
20年目年金年額(82歳) 約 20.8 万円
20年間受取総額 約417.9万円 } ※
※本人が生存されていた場合の数値です。この例は62歳男性の場合です。女性の場合年金年額は、上記数値を下回ることがあります。

3 一時金

約416.1万円 …… 年金のお支払にかえて積立金を積立満了時に一括して受領するものです。

記載の年金給付額は、現時点では確定しておらず、変動(増減)するため、将来のお支払額をお約束するものではありません。
記載の年金給付額は、パンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)により算出したものであり、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。
年金開始後は、保険事務費として、年金支払時に年金額の1%を積立金から控除します(記載の金額は控除後です)。
毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には、年金給付額の増額に充当されますが、決算実績によってはお支払できない年度もあります。
なお、記載の年金給付額には、配当金を加算していません。

老後の生活資金準備の第一歩として、将来受給できる公的年金を確認しましょう

<ご参考> 公的年金シミュレーター (https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/)

「公的年金シミュレーター」は、働き方・暮らし方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツールとして、厚生労働省が開発したものです。

パソコンまたはスマートフォンでご利用できます。



制度の取扱い

加入日(責任開始日)

2026年11月1日から加入となります。

加入資格

組合員で加入日(毎年11月1日)に満18歳以上60歳未満の方で、申込日現在健康で正常に就業している方。個人年金保険料控除適用になる方は掛金払込完了年齢(62歳)まで10年以上ある方、一般の生命保険料控除適用になる方は掛金払込完了年齢(62歳)まで2年以上ある方となります。

※積立年金保険単独でのご加入ができます。

※個人年金保険料控除の対象となる方は、今年度の新規加入者の場合、1974年4月2日以降生まれの方となります。

申込方法

掛金は加入者負担です。年1回の手続期間中に次の取扱要領により申し込むことができます。

月払掛金…1,000円を1口とし、最高50口(5万円)まで任意で選択加入できます。

(掛金には0.5%(1口あたり5円)の制度運営費が含まれています。)

※申込内容の変更については、申込締切日までにお申し出ください。申込締切日以降の変更は受付できませんので、ご了承ください。

掛金の払込

毎月の給与から控除します。(初回は11月分給与より)

税法上の取扱い

・保険料(保険料は掛金より制度運営費を控除した額)
個人年金保険料控除適用になる方の払込保険料は個人年金保険料控除の対象となります。それ以外の方の払込保険料は一般の生命保険料控除の対象となります。

・年金
加入者本人が毎年受取る年金は、雑所得として課税されます。
$$\text{課税対象額} = (\text{基本年金年額} + \text{増加年金年額}) - \text{基本年金年額} \times \frac{\text{払込保険料累計額}}{\text{年金支払総額(見込額)}}$$

* 雑所得金額が25万円以上の時10.21%の源泉徴収を行ないます。

* 増加年金とは、年金受給権取得後の配当金に基づき積増された年金です。

・脱退一時金
一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。
$$\text{一時所得の課税対象額} = (\text{脱退一時金額} - \text{払込保険料合計額} - 50\text{万円}) \times 1/2$$

(他に一時所得がない場合)

* 所得税に加え復興特別所得税が課税されます。

・遺族一時金
相続税の対象となります。ただし受取人が法定相続人の場合『法定相続人数×500万円』まで非課税となります。

※税務の取扱いについては税制改正により、変更となる場合があります。

年金のお支払い

・年金受取人(掛金負担者)は被保険者本人です。

・満52歳未満で加入された方

掛金払込完了年齢(62歳)に達した時、または加入10年以上かつ満55歳以上で死亡以外の事由により当制度から脱退されたとき加入者に年金をお支払いいたします。このことを『年金受給権の取得』といいます。

※年金の種類は、確定年金と保証期間付終身年金のいずれも選択可能です。掛金の払込期間が10年以上かつ満55歳以上で脱退されたとき加入者に年金をお支払いいたします。ただし、62歳未満で脱退されたときは保証期間付終身年金のみ選択となります。

・満52歳以上で加入された方

掛金払込完了年齢(62歳)に達した時、または当制度から満55歳以上で死亡以外の事由により脱退された時、加入者に年金をお支払いいたします。

※年金の種類は確定年金と保証期間付終身年金いずれも選択可能です。初年度年金月額が1万円未満の場合には年金選択ができません。

・掛金払込期間中の給付

在職中に脱退、または死亡した時は、次の給付があります。

①脱退したとき：脱退一時金(加入者本人に支払われます。)

②死亡したとき：遺族一時金(加入者の遺族に支払われます。)

遺族一時金＝脱退一時金＋月額保険料の1ヵ月相当額

※遺族とは労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の順位によります。

①**確定年金**

(10・15・20年間)基本年金と配当金(生じた場合)による増加年金をあわせてお支払いします。年金受取期間中に一時金でのお受取を希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。ご加入者が年金受取期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残余保証期間年金をお支払いするか、年金にかえて未払年金現価を一時金でお支払いします。

②**保証期間付終身年金**

保証期間中(10・15年間)はご加入者の生死にかかわらず、基本年金と配当金(生じた場合)による増加年金をあわせてお支払いします。保証期間経過後には、ご加入者が生存している限り年金をお支払いします。保証期間中に一時金での受取りを希望された場合には残余保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。

* 保証期間経過後、加入者ご自身が生存されているときは年金のお支払いを再開します。ただし、年金再開後に一時金のお取扱いはできません。ご加入者が保証期間中に死亡された場合、ご加入者の遺族に残りの保証期間年金をお支払いするか年金にかえて残りの保証期間に対応する未払年金現価をお支払いします。

* 保証期間経過後は生存確認のため、年1回、所定の書類のご提出が必要となります。

繰延：・繰延期間は最長5年間です。 ・繰延期間中は掛金の払込はできません。 ・繰延期間の短縮の取扱は可能です。

・繰延期間中は減口の取扱はできません。

その他

・積立金残高は毎年1回決算終了後、加入者に通知します。

・加入・変更日は11月1日付となります。中途での口数変更はできません。
2026年6月23日(火)～2026年8月5日(水)間での申込期間中に申込みを受け付け、2026年11月1日から加入となります。

・毎年の決算により配当金が生じた場合には、積立期間中は責任準備金の積増のための掛金の払込に充当し、年金受給権取得後は年金の増額のための掛金に充当します。

・年1回定められた申込期間中に限り加入及び口数変更(増口・一部中止)を受け付けます。(手続のない場合は自動的に更新されます。)
掛金の減額…次の別表のような場合掛金の減額(一部中止)をすることができます。但し、減額した口数に相当する積立金の払い出しは行わず、積立てておきます。

<別表> (○は該当事由)	
事 由	中止
①災害	○
②疾病・障害(親族の疾病・障害・死亡を含む)	○
③住宅の取得	○
④教育(親族の教育を含む)	○
⑤結婚(親族の結婚を含む)	○
⑥債務の弁済	○
⑦その他加入者が保険料の拠出に支障のある場合	○

相互会社においては、ご契約者が「社員」(構成員)として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

この制度は、生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

引受生命保険会社：明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社) 日本生命保険相互会社

お問合せは…

[引受生命保険会社] **明治安田生命保険相互会社** 関西公法人部法人営業第二部
〒604-0845 京都市中京区丸太通御池上ル二条殿町552 明治安田生命京都ビル8F TEL 075-212-4129

保險年齡表



あなたの保険年齢は？

グループ保険＜生命給付＞・医療保障保険【基本型】【充実型】・メディカルケア・
重病克服保険・退職後継続保障保険・「ALPHA」長期家族サポート制度

2026年11月1日現在

3 歳	2023 年 5 月 2 日 ～	2024 年 5 月 1 日	37 歳	1989 年 5 月 2 日 ～	1990 年 5 月 1 日
4 歳	2022 年 5 月 2 日 ～	2023 年 5 月 1 日	38 歳	1988 年 5 月 2 日 ～	1989 年 5 月 1 日
5 歳	2021 年 5 月 2 日 ～	2022 年 5 月 1 日	39 歳	1987 年 5 月 2 日 ～	1988 年 5 月 1 日
6 歳	2020 年 5 月 2 日 ～	2021 年 5 月 1 日	40 歳	1986 年 5 月 2 日 ～	1987 年 5 月 1 日
7 歳	2019 年 5 月 2 日 ～	2020 年 5 月 1 日	41 歳	1985 年 5 月 2 日 ～	1986 年 5 月 1 日
8 歳	2018 年 5 月 2 日 ～	2019 年 5 月 1 日	42 歳	1984 年 5 月 2 日 ～	1985 年 5 月 1 日
9 歳	2017 年 5 月 2 日 ～	2018 年 5 月 1 日	43 歳	1983 年 5 月 2 日 ～	1984 年 5 月 1 日
10 歳	2016 年 5 月 2 日 ～	2017 年 5 月 1 日	44 歳	1982 年 5 月 2 日 ～	1983 年 5 月 1 日
11 歳	2015 年 5 月 2 日 ～	2016 年 5 月 1 日	45 歳	1981 年 5 月 2 日 ～	1982 年 5 月 1 日
12 歳	2014 年 5 月 2 日 ～	2015 年 5 月 1 日	46 歳	1980 年 5 月 2 日 ～	1981 年 5 月 1 日
13 歳	2013 年 5 月 2 日 ～	2014 年 5 月 1 日	47 歳	1979 年 5 月 2 日 ～	1980 年 5 月 1 日
14 歳	2012 年 5 月 2 日 ～	2013 年 5 月 1 日	48 歳	1978 年 5 月 2 日 ～	1979 年 5 月 1 日
15 歳	2011 年 5 月 2 日 ～	2012 年 5 月 1 日	49 歳	1977 年 5 月 2 日 ～	1978 年 5 月 1 日
16 歳	2010 年 5 月 2 日 ～	2011 年 5 月 1 日	50 歳	1976 年 5 月 2 日 ～	1977 年 5 月 1 日
17 歳	2009 年 5 月 2 日 ～	2010 年 5 月 1 日	51 歳	1975 年 5 月 2 日 ～	1976 年 5 月 1 日
18 歳	2008 年 5 月 2 日 ～	2009 年 5 月 1 日	52 歳	1974 年 5 月 2 日 ～	1975 年 5 月 1 日
19 歳	2007 年 5 月 2 日 ～	2008 年 5 月 1 日	53 歳	1973 年 5 月 2 日 ～	1974 年 5 月 1 日
20 歳	2006 年 5 月 2 日 ～	2007 年 5 月 1 日	54 歳	1972 年 5 月 2 日 ～	1973 年 5 月 1 日
21 歳	2005 年 5 月 2 日 ～	2006 年 5 月 1 日	55 歳	1971 年 5 月 2 日 ～	1972 年 5 月 1 日
22 歳	2004 年 5 月 2 日 ～	2005 年 5 月 1 日	56 歳	1970 年 5 月 2 日 ～	1971 年 5 月 1 日
23 歳	2003 年 5 月 2 日 ～	2004 年 5 月 1 日	57 歳	1969 年 5 月 2 日 ～	1970 年 5 月 1 日
24 歳	2002 年 5 月 2 日 ～	2003 年 5 月 1 日	58 歳	1968 年 5 月 2 日 ～	1969 年 5 月 1 日
25 歳	2001 年 5 月 2 日 ～	2002 年 5 月 1 日	59 歳	1967 年 5 月 2 日 ～	1968 年 5 月 1 日
26 歳	2000 年 5 月 2 日 ～	2001 年 5 月 1 日	60 歳	1966 年 5 月 2 日 ～	1967 年 5 月 1 日
27 歳	1999 年 5 月 2 日 ～	2000 年 5 月 1 日	61 歳	1965 年 5 月 2 日 ～	1966 年 5 月 1 日
28 歳	1998 年 5 月 2 日 ～	1999 年 5 月 1 日	62 歳	1964 年 5 月 2 日 ～	1965 年 5 月 1 日
29 歳	1997 年 5 月 2 日 ～	1998 年 5 月 1 日	63 歳	1963 年 5 月 2 日 ～	1964 年 5 月 1 日
30 歳	1996 年 5 月 2 日 ～	1997 年 5 月 1 日	64 歳	1962 年 5 月 2 日 ～	1963 年 5 月 1 日
31 歳	1995 年 5 月 2 日 ～	1996 年 5 月 1 日	65 歳	1961 年 5 月 2 日 ～	1962 年 5 月 1 日
32 歳	1994 年 5 月 2 日 ～	1995 年 5 月 1 日	66 歳	1960 年 5 月 2 日 ～	1961 年 5 月 1 日
33 歳	1993 年 5 月 2 日 ～	1994 年 5 月 1 日	67 歳	1959 年 5 月 2 日 ～	1960 年 5 月 1 日
34 歳	1992 年 5 月 2 日 ～	1993 年 5 月 1 日	68 歳	1958 年 5 月 2 日 ～	1959 年 5 月 1 日
35 歳	1991 年 5 月 2 日 ～	1992 年 5 月 1 日	69 歳	1957 年 5 月 2 日 ～	1958 年 5 月 1 日
36 歳	1990 年 5 月 2 日 ～	1991 年 5 月 1 日	70 歳	1956 年 5 月 2 日 ～	1957 年 5 月 1 日

[illegible]

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。
(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社：<https://www.meijiyasuda.co.jp/> 明治安田損害保険株式会社：<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

ー死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご注意くださいー

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

【重病克服保険】

「健康情報活用商品」において提出いただいた健康診断に関する情報の取扱いは、上記の「個人情報に関する取扱い」と異なります。

健康診断に関する情報の取扱いおよび加入者からの健診情報収集のサポート機能の取扱いは「健康情報活用商品について」のページの「健診情報の取扱いについて」を必ずご確認ください。

P.25

お申込み方法

[グループ保険(生命給付)・[ALPHA]長期家族サポート制度・グループ保険(ケガ給付)・医療保障保険<[基本型]>・メディカルケア・医療保障保険<[充実型]>・重病克服保険・ステップALPHA]

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

[退職後継続保障保険・積立年金保険]

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

加入手続き等に関するお問い合わせ先

滋賀県職員生活協同組合

077-528-3169

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

明治安田生命保険相互会社 関西公法人部法人営業第二部

075-212-4129

〒604-0845 京都府京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町5 5 2

明治安田生命京都ビル8階

受付期間：平日(土日・祝日、年末年始を除く)

受付時間：9：00～17：00まで

MY-A-26-団-004144 MY-A-26-団-004145 MY-A-26-企-004146 MY-A-26-医-004147 MY-A-26-団医-004148 MY-A-26-特疾-004149

MY-A-26-定期-004150 MYG-A-26-医-34 MYG-A-26-傷-35 MYG-A-26-L-36